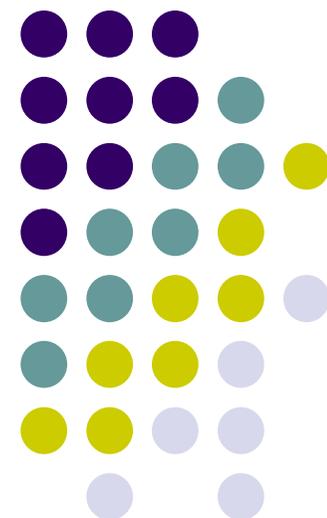


今知っておきたい中小企業支援策（最新版）

令和5年11月29日
税理士 湊 義和



講師略歴

1 氏名:税理士 湊 義和 (みなと よしかず)

2 略歴:1985年 慶応義塾大学経済学部卒業後、国民金融公庫(現日本政策金融公庫)へ入庫。
支店勤務、米国留学、本店総務部勤務を経て、1999年独立開業。1996年税理士登録。

3 役職:現在、東京税理士会・会員相談室相談委員、日本税務会計学会・法律部門・副学会長、
東京商工会議所登録エキスパート

4 主な著書

「事業承継対策の法務と税務」(共著)日本法令、「生前贈与の法務リスクと税務リスク」(共著)
大蔵財務協会、「税理士が知っておきたい資金調達50のポイント」大蔵財務協会、「税理士が知っ
ておきたい創業支援50のポイント」(共著)大蔵財務協会、「所得税ハンドブック・令和5年版・日本税理士
連合会版」中央経済社、「家計を元気にする・税金活用術」中央経済社、「こんなに面白い税理士の
仕事」中央経済社 他。

5 事務所:東京都千代田区大手町2-2-1新大手町ビル2F office@minato-bestpilot.co.jp

はじめに

本テキストは、2023年11月19日現在の情報により作成されています。

【目次】

- I 中小企業を取り巻く現状
- II 今用意されている中小企業支援策
- III 資金繰りの維持支援策について
- IV 事業再生支援策について

I 中小企業を取り巻く現状

1 中小企業者数の推移

	法人								
	大規模	増減	中規模	増減	小規模	増減	合計	増減小計	
2006	11,961		404,857		1,088,401		1,505,219		
2009	11,645	-316	419,209	14,352	1,356,102	267,701	1,786,956	281,737	2008.9 リーマンショック
2012	10,319	-1,326	400,056	-19,153	1,277,893	-78,209	1,688,268	-98,688	2011.3 東日本大震災
2014	10,817	498	440,904	40,848	1,278,901	1,008	1,730,622	42,354	2014.4 消費税8%
2016	10,878	61	412,897	-28,007	1,186,539	-92,362	1,610,314	-120,308	

	個人								
	大規模	増減	中規模	増減	小規模	増減	合計	増減小計	
2006	390		129,793		2,574,668		2,704,851		
2009	281	-109	116,694	-13,099	2,309,259	-265,409	2,426,234	-278,617	2008.9 リーマンショック
2012	277	-4	110,064	-6,630	2,064,921	-244,338	2,175,262	-250,972	2011.3 東日本大震災
2014	293	16	116,070	6,006	1,973,353	-91,568	2,089,716	-85,546	2014.4 消費税8%
2016	279	-14	116,889	819	1,861,851	-111,502	1,979,019	-110,697	

	合計(法人+個人)								
	大規模	増減	中規模	増減	小規模	増減	合計	増減合計	
2006	12,351		534,650		3,663,069		4,210,070		
2009	11,926	-425	535,903	1,253	3,665,361	2,292	4,213,190	3,120	2008.9 リーマンショック
2012	10,596	-1,330	510,120	-25,783	3,342,814	-322,547	3,863,530	-349,660	2011.3 東日本大震災
2014	11,110	514	556,974	46,854	3,252,254	-90,560	3,820,338	-43,192	2014.4 消費税8%
2016	11,157	47	529,786	-27,188	3,048,390	-203,864	3,589,333	-231,005	

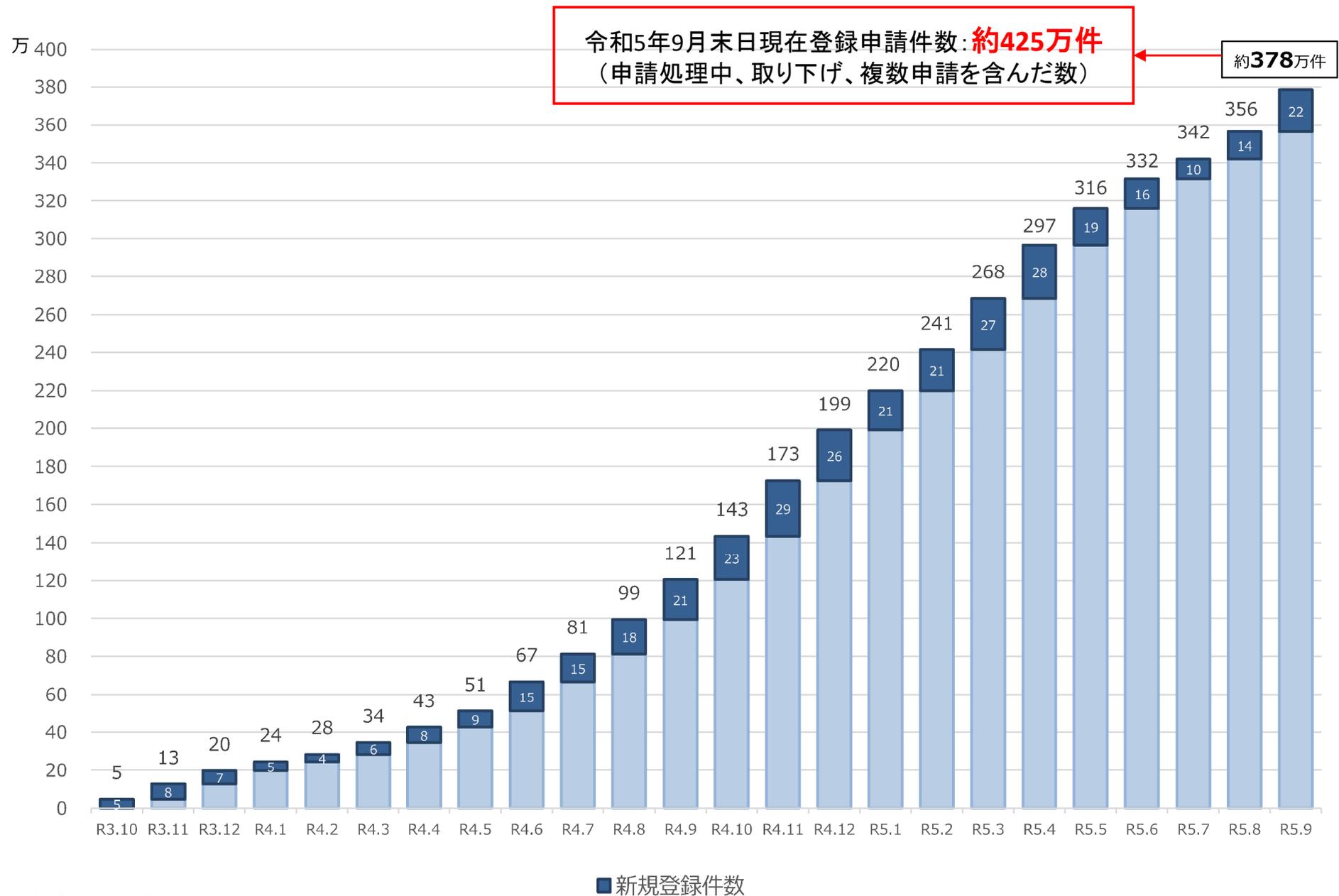
出典:「2019年版 中小企業白書」《付属統計資料(経済センサス「基礎調査」及び「活動調査」を加工、分析して作成)》

→その後、経済センサスは、令和元年(2019)基礎調査、令和3年(2021)活動調査が実施されているが、
「2023年版」でも情報更新がされていない。

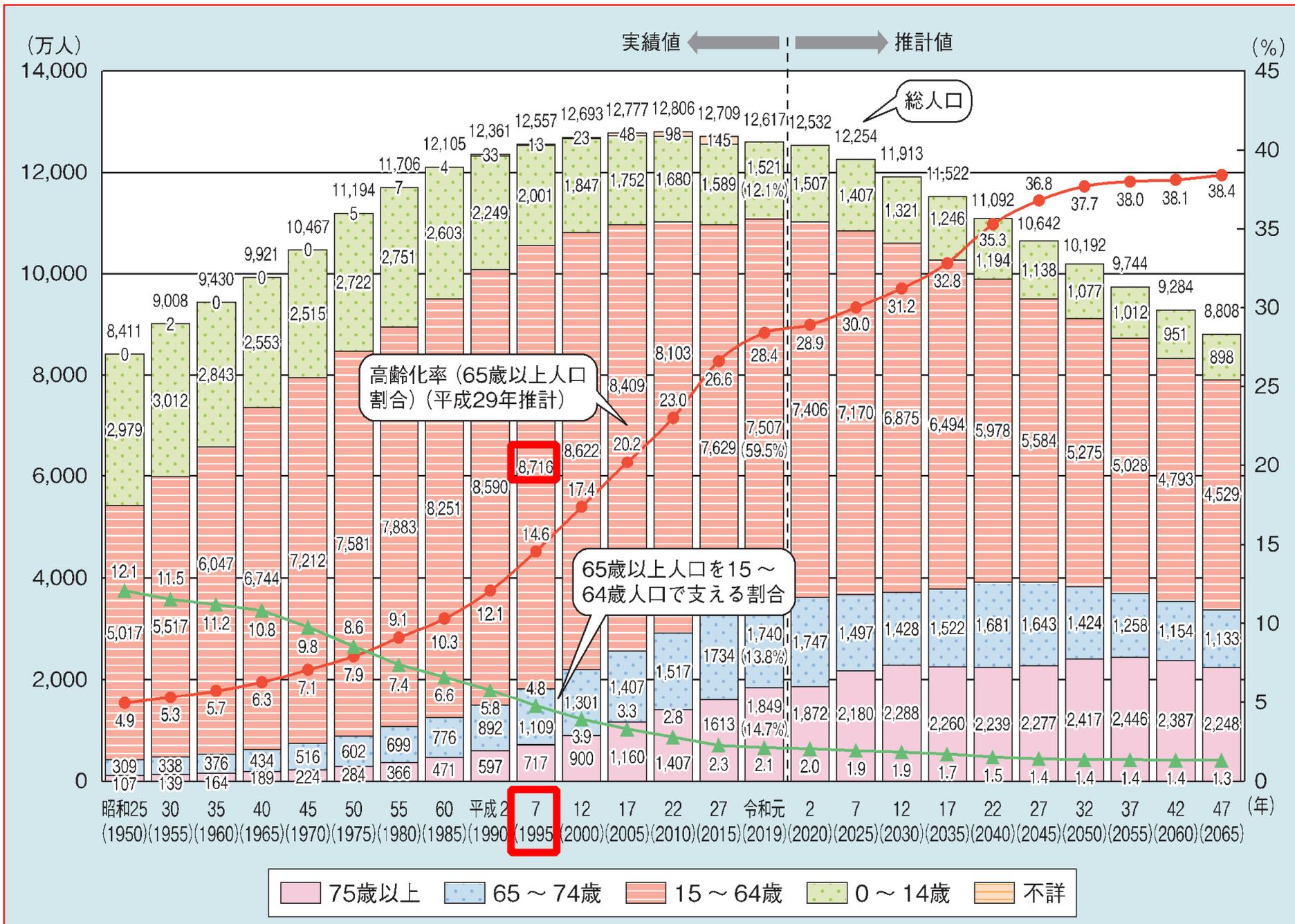
小規模企業:従業員数5人(製造業等は20人)以下。中規模企業:従業員100人(製造業等300人)以下。
会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。

インボイス登録件数の推移

令和5年9月末日付



出典：国税庁



出典：「高齢社会白書」令和2（2020）年版、内閣府

実績値 ← → 推計値 (単位：万人)

西暦	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2040	2050	2060
生産年齢人口の推移	6,744	7,212	7,581	7,883	8,251	8,590	8,716	8,622	8,409	8,103	7,629	7,406	7,170	6,875	5,978	5,275	4,793
1965年を1	1.00	1.07	1.12	1.17	1.22	1.27	1.29	1.28	1.25	1.20	1.13	1.10	1.06	1.02	0.89	0.78	0.71



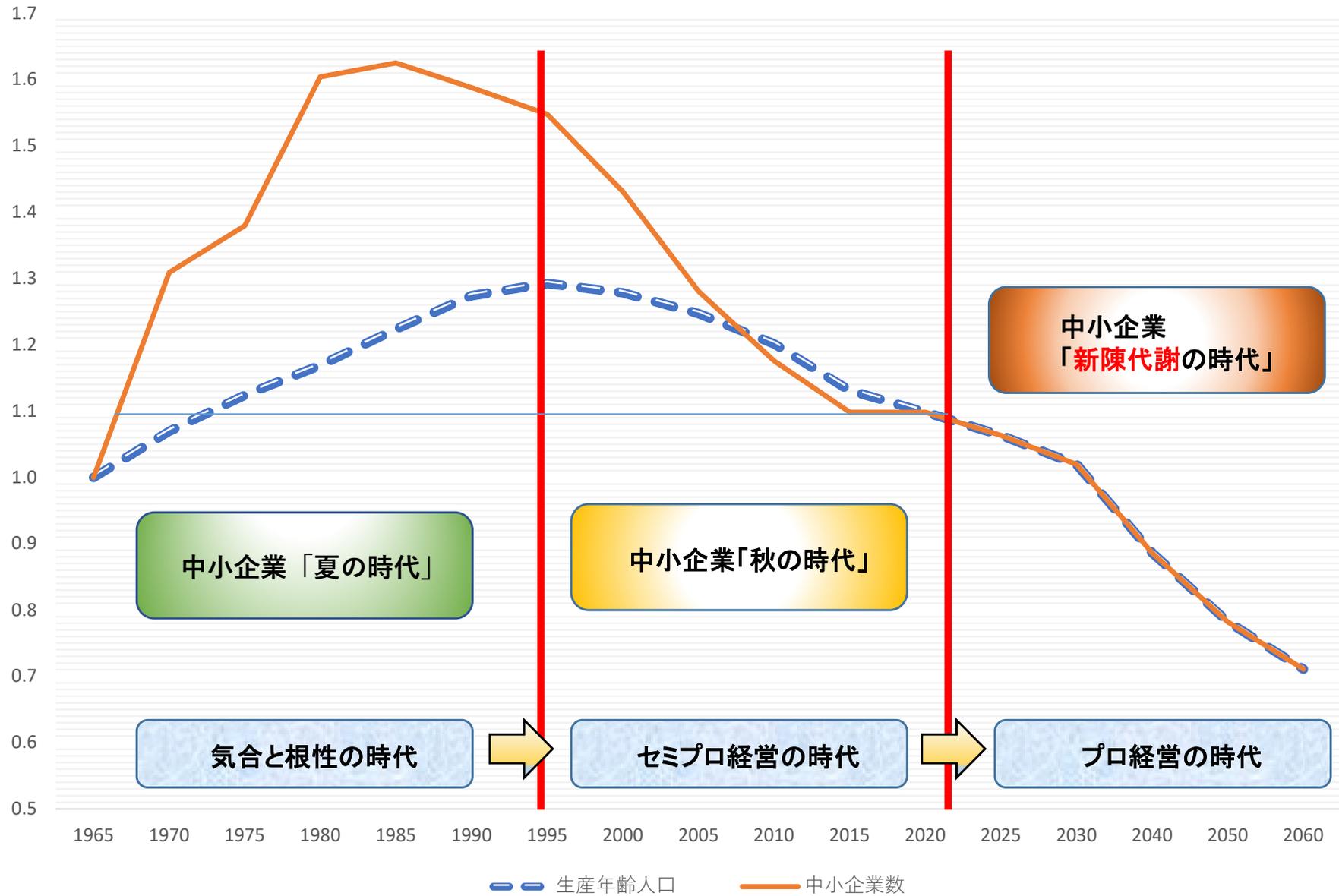
実績値 ← → 筆者推計値 (単位：万人)

年	1963	1972	1977	1981	1986	1991	1996	2001	2006	2012	2016	2020	2025	2030	2040	2050	2060
中小企業数の推移	328	429	452	526	533	520	507	469	420	385	360	355	348	334	291	256	233
1963年を1	1.00	1.31	1.38	1.60	1.63	1.59	1.55	1.43	1.28	1.18	1.10	1.10	1.06	1.02	0.89	0.78	0.71

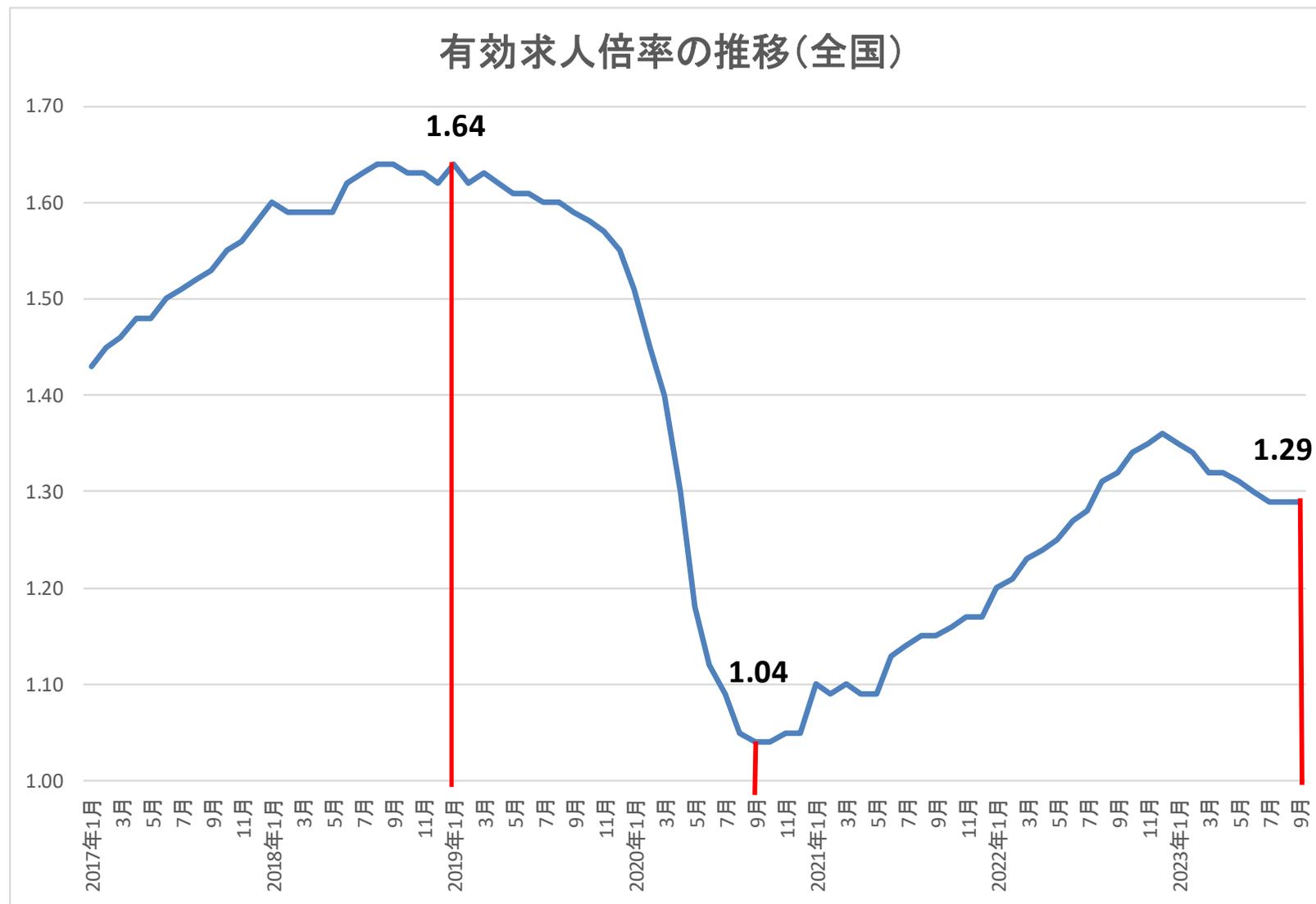
→生産年齢人口の減少率と同じ割合で減少

(出典：中小企業白書)

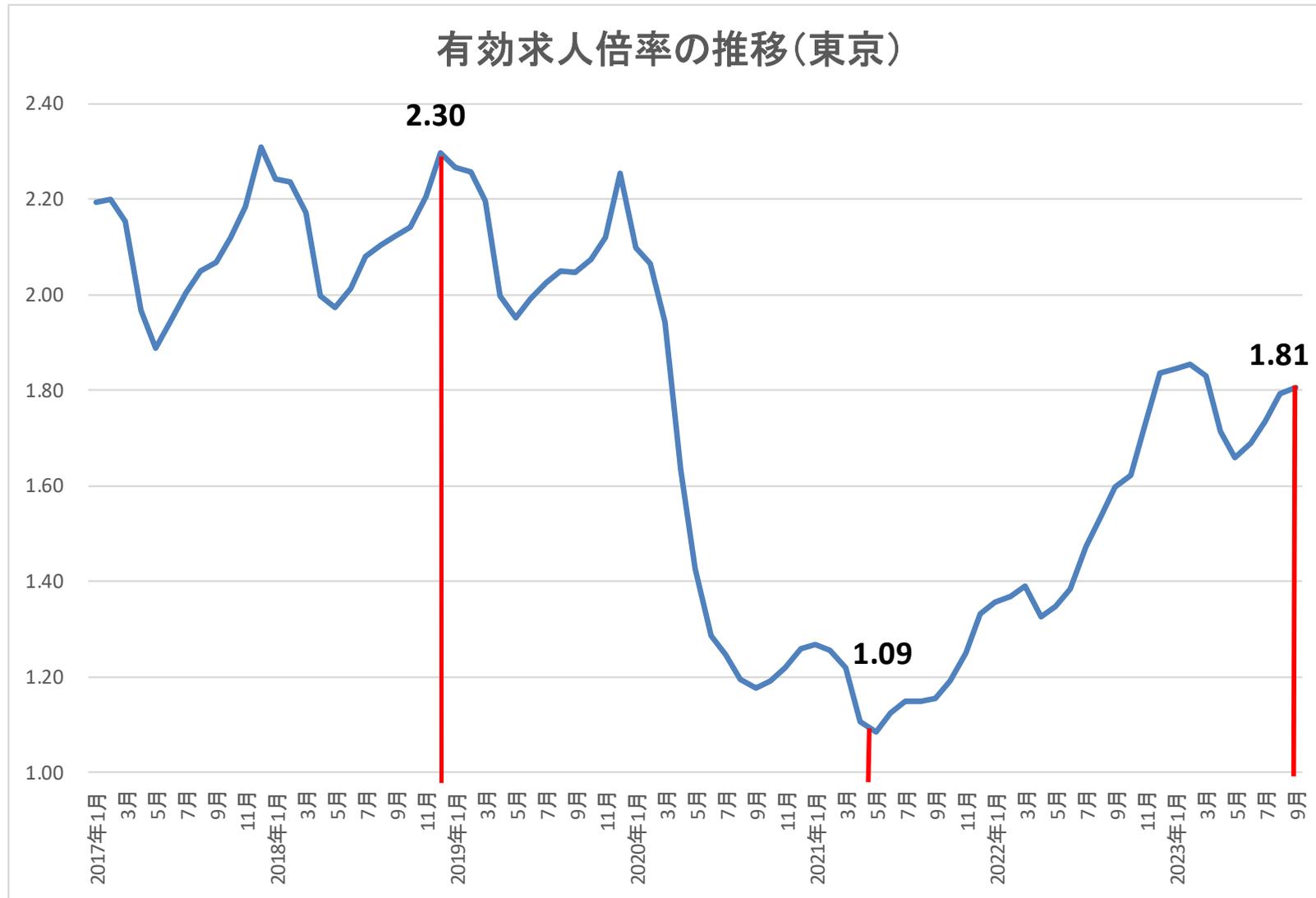
生産年齢人口と企業数の推移の比較



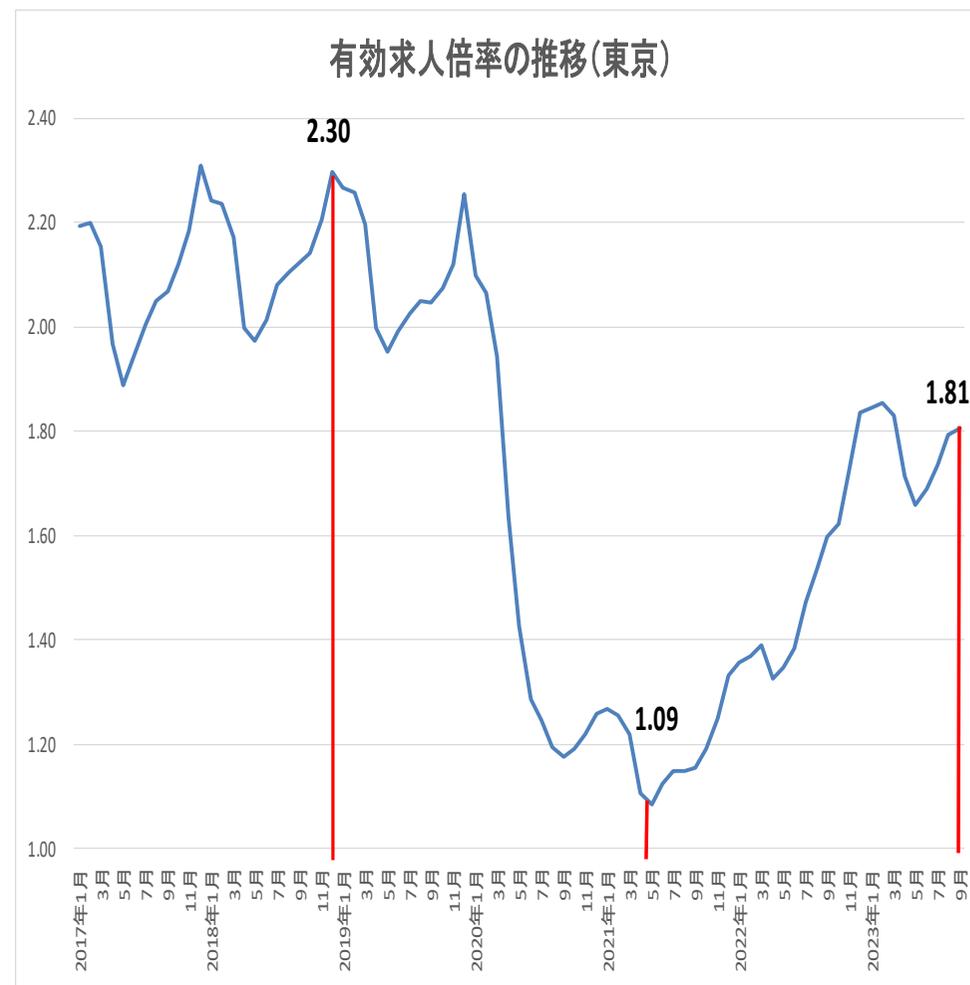
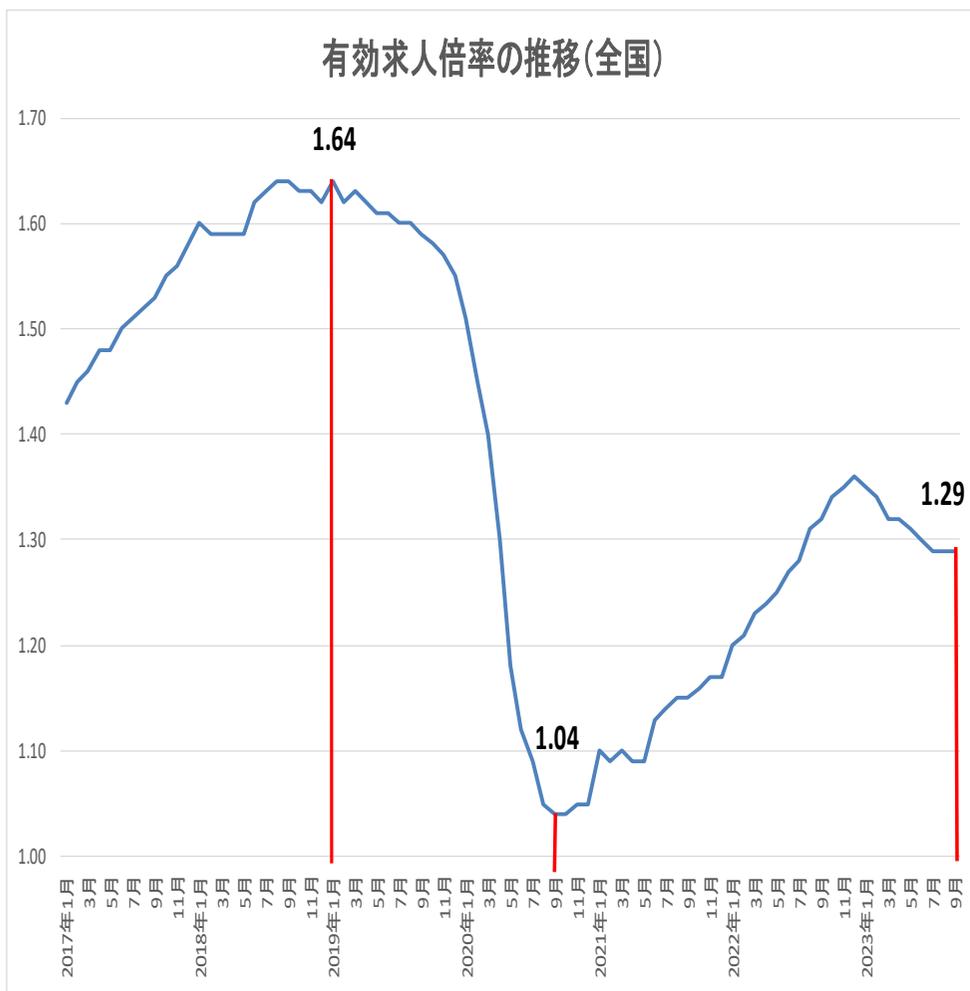
2 有効求人倍率の推移



出典:独立行政法人労働政策研究・研修機構 「国内統計:有効求人倍率(新規学卒者を除き、パートタイムを含む)」

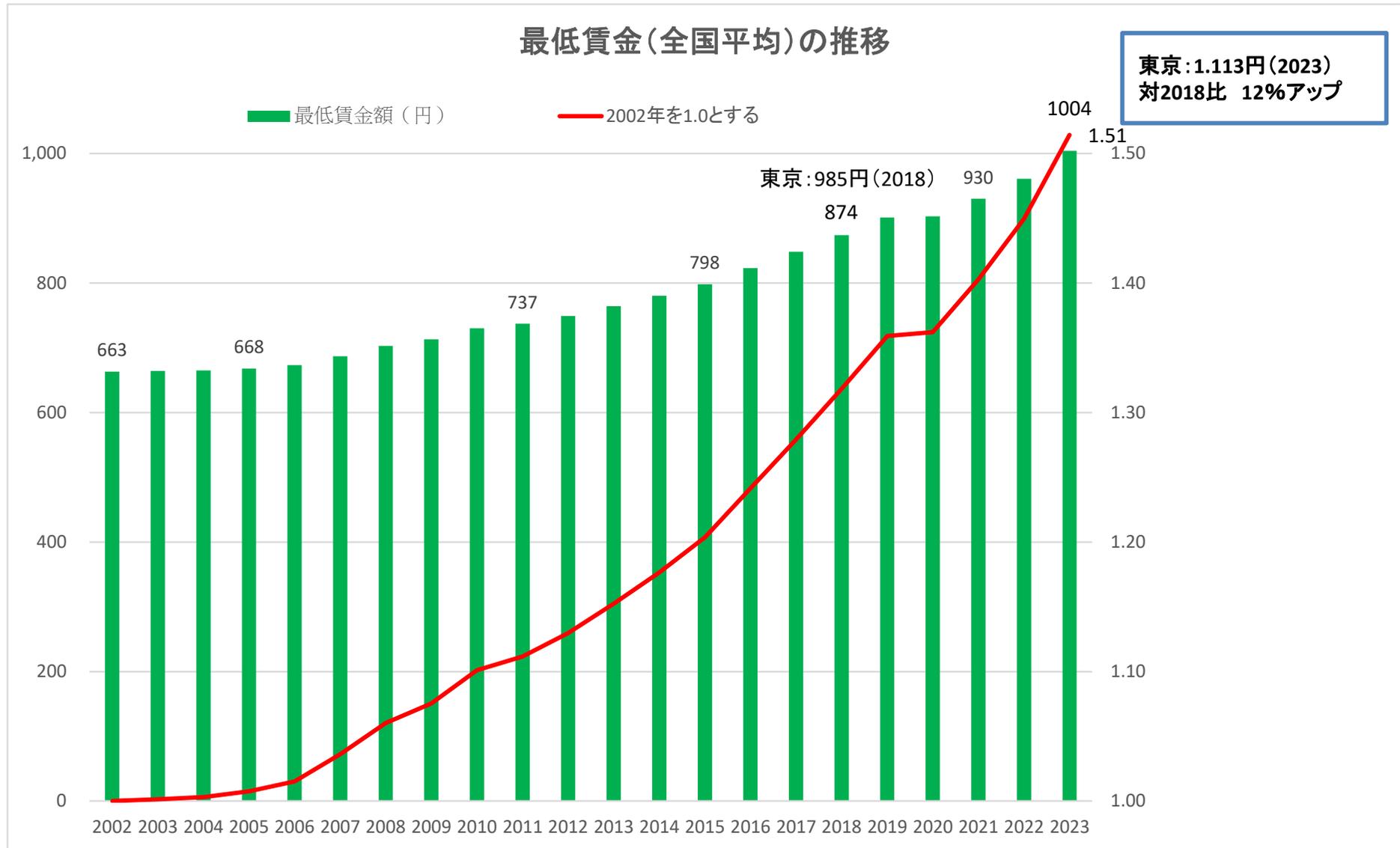


出典:独立行政法人労働政策研究・研修機構 「国内統計:有効求人倍率(新規学卒者を除き、パートタイムを含む)」



出典:独立行政法人労働政策研究・研修機構 「国内統計:有効求人倍率(新規学卒者を除き、パートタイムを含む)」

3 最低賃金の推移



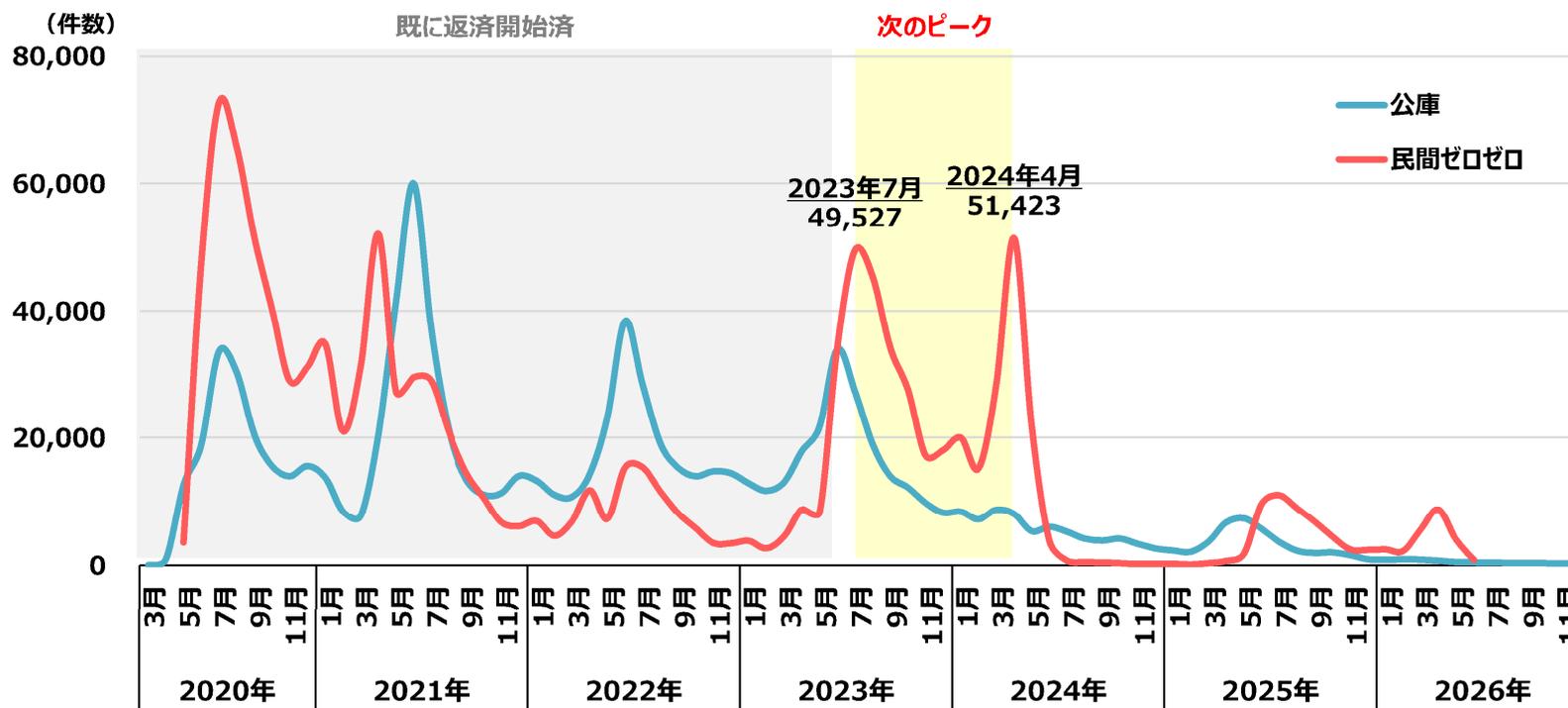
出典: 独立行政法人労働政策研究・研修機構 「最低賃金(地域別最低賃金 全国加重平均額)の推移」

4 コロナ関連融資の今後の状況

今後、コロナ関連融資の返済を開始する者は2023年7月以降に集中

- **日本公庫のコロナ融資**の返済開始時期のピークは**既に到来**（2021年6月,2022年6月）。
（※）政府系のコロナ融資は借換可能。
- 他方、今後、**民間ゼロゼロ融資**の返済を開始する者の返済開始時期は**2023年7月～2024年4月に集中**。
（※）制度開始直後の返済開始のピークは、念のために民間ゼロゼロ融資を借りた者が返済を行ったことが要因と考えられる。

コロナ関連融資の返済開始時期の実績と見通し（2023年3月末時点）

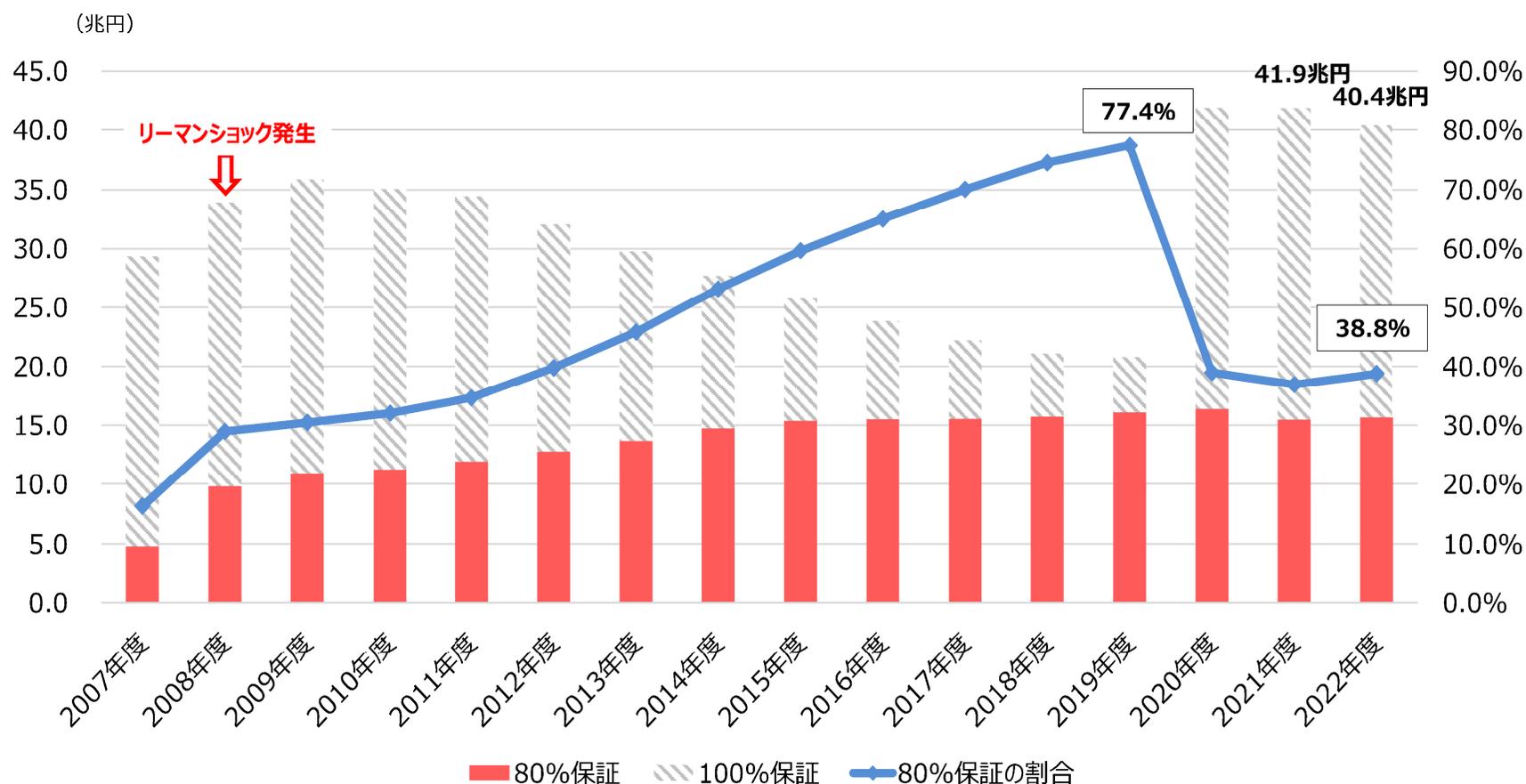


(*1) 民間ゼロゼロの数値は、日本政策金融公庫における保険引受件数。すべて、2023年3月末時点の数値。
(出所) 日本政策金融公庫提供データより作成。

5 コロナ関連の信用保証協会付き融資及び80%保証の割合の推移

保証債務残高（ストック）・80%保証の割合の推移

- コロナ禍において、民間ゼロゼロ融資等により、信用保証協会における**保証債務残高は増大**。保証債務残高に占める**80%保証の割合は減少**。
- 2023年3月末時点の保証債務残高（ストック）は**40.4兆円**。80%保証の割合は**38.8%**。



(出所) 全国信用保証協会連合会提供資料より作成

金融小委員会 委員名簿

【委員】

大槻 奈那 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授
岡田 亜紀 菱岡工業株式会社 代表取締役
小田 崇之 ヒルタ工業株式会社 代表取締役社長
河原 万千子 公認会計士・税理士
北村 慎也 株式会社 QUICK ナレッジコンテンツ本部 シニアマネージャー
小林 信明 長島・大野・常松法律事務所 弁護士
嶋津 紀子 Japan Search Fund Accelerator 代表取締役社長
滝澤 美帆 学習院大学 経済学部経済学科 教授
長谷川 博和 早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授
古川 忠彦 アルパーコンサルティング株式会社 代表取締役
本田 佳則 野村證券株式会社プライベート・バンキング部 共同部長
◎家森 信善 神戸大学経済経営研究所教授

◎：委員長（敬称略、五十音順）

【オブザーバー】

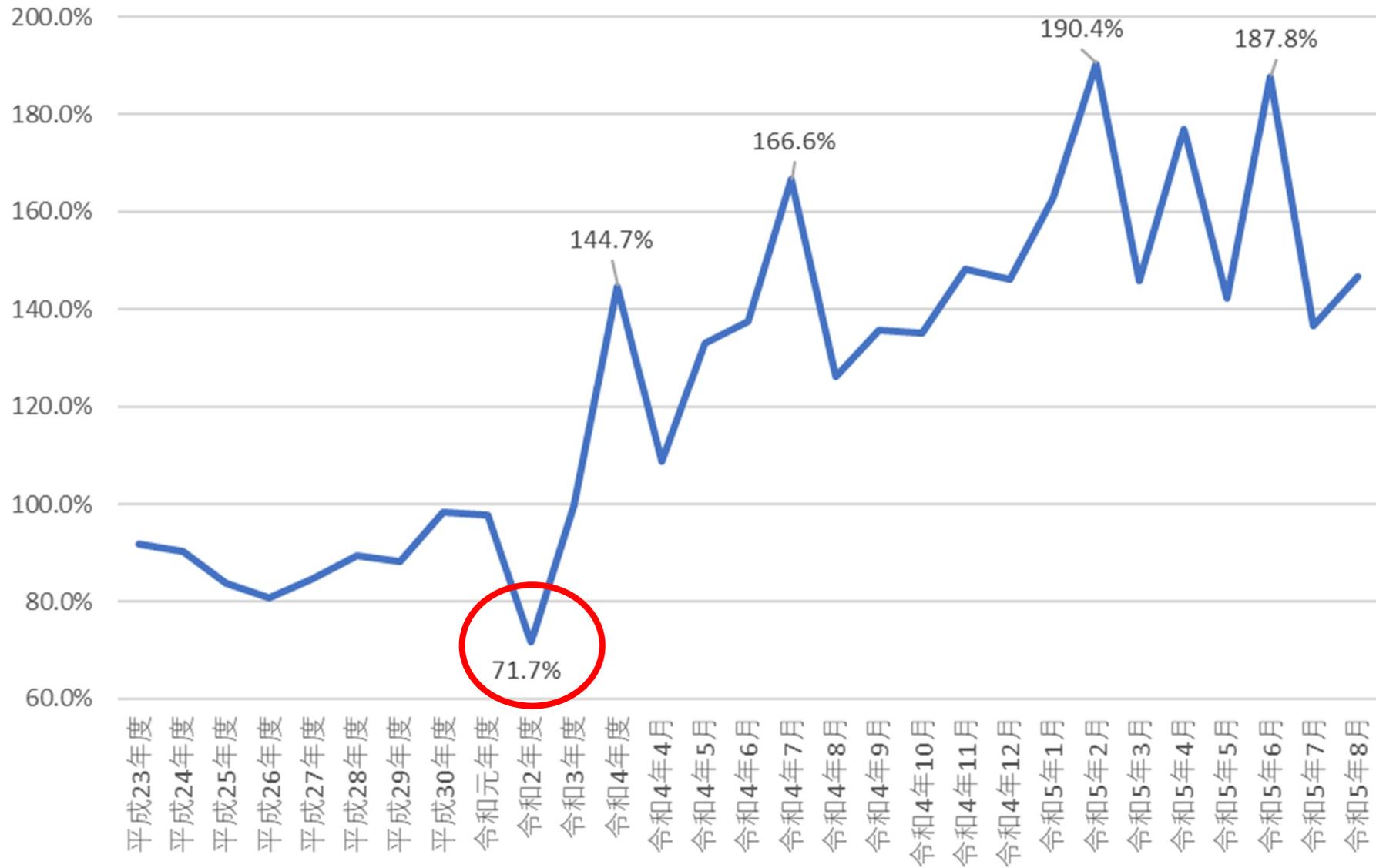
株式会社日本政策金融公庫 取締役 中小企業事業本部保険部門長 加藤 義明
一般社団法人全国信用保証協会連合会 会長 山本 隆
日本商工会議所 常務理事 久貝 卓
全国商工会連合会 常務理事 後藤 準
全国中小企業団体中央会 常務理事 及川 勝
全国商店街振興組合連合会 副理事長 河井 達志
全国銀行協会 株式会社みずほ銀行 経営企画部 全銀協会長行室長 菅沢 聡
全国地方銀行協会 福岡銀行 営業統括部 副部長 渡瀬 善孝
第二地方銀行協会 京葉銀行 融資部 部長 遠藤 伸浩
全国信用金庫協会 朝日信用金庫 理事 審査部長 富山 誠
全国信用組合中央協会 大東京信用組合 融資部長 宮入 智孝
日本証券業協会 常務執行役 自主規制本部長 松本 昌男
日本銀行 金融機構局総務課長 矢野 正康
一般社団法人CRD協会 事業推進部長 塚田 達仁
全国知事会 岩手県商工労働観光部経営支援課 総括課長 小野寺 重男
全国市長会 経済部長 植竹 徹
全国町村会 経済農林部長 小野 文明
財務省 大臣官房政策金融課長 芹生 太郎
金融庁 監督局総務課監督調査室長 慶野 吉則
金融庁 監督局銀行第二課長 田部 真史

信用保証実績の推移

一般社団法人 全国信用保証協会連合会

年度			代位弁済(元利合計)			
			件数 (件)	前年同期比 前年同月比	金額 (百万円)	前年同期比 前年同月比
平成	23	年度	77,586	89.4%	860,797	91.9%
平成	24	年度	71,056	91.6%	777,853	90.4%
平成	25	年度	60,522	85.2%	650,974	83.7%
平成	26	年度	49,771	82.2%	526,570	80.9%
平成	27	年度	44,338	89.1%	445,256	84.6%
平成	28	年度	40,439	91.2%	397,896	89.4%
平成	29	年度	35,984	89.0%	351,690	88.4%
平成	30	年度	36,036	100.1%	345,948	98.4%
令和	元	年度	35,337	98.1%	338,636	97.9%
令和	2	年度	23,213	65.7%	242,955	71.7%
令和	3	年度	20,816	89.7%	242,551	99.8%
令和	4	年度	30,148	144.8%	350,955	144.7%
令和	4年	4月	1,697	111.4%	19,317	108.7%
		5月	1,937	132.2%	21,886	133.1%
		6月	2,080	135.9%	23,744	137.5%
		7月	2,383	144.1%	30,228	166.5%
		8月	2,311	131.5%	26,680	126.2%
		9月	2,495	141.4%	30,354	135.9%
		10月	2,379	131.7%	27,313	135.2%
		11月	2,582	151.3%	30,705	148.2%
		12月	2,822	153.5%	30,401	146.1%
令和	5年	1月	2,696	156.0%	31,296	162.8%
		2月	3,064	186.0%	35,546	190.4%
		3月	3,702	154.7%	43,485	145.9%
令和	5年	4月	3,169	186.7%	34,201	177.0%
		5月	2,756	142.3%	31,158	142.4%
		6月	3,795	182.5%	44,583	187.8%
		7月	3,746	157.2%	41,321	136.7%
		8月	3,425	148.2%	39,147	146.7%
		9月				
		10月				
		11月				
		12月				
令和	6年	1月				
		2月				
		3月				

代位弁済金額の前年同月対比



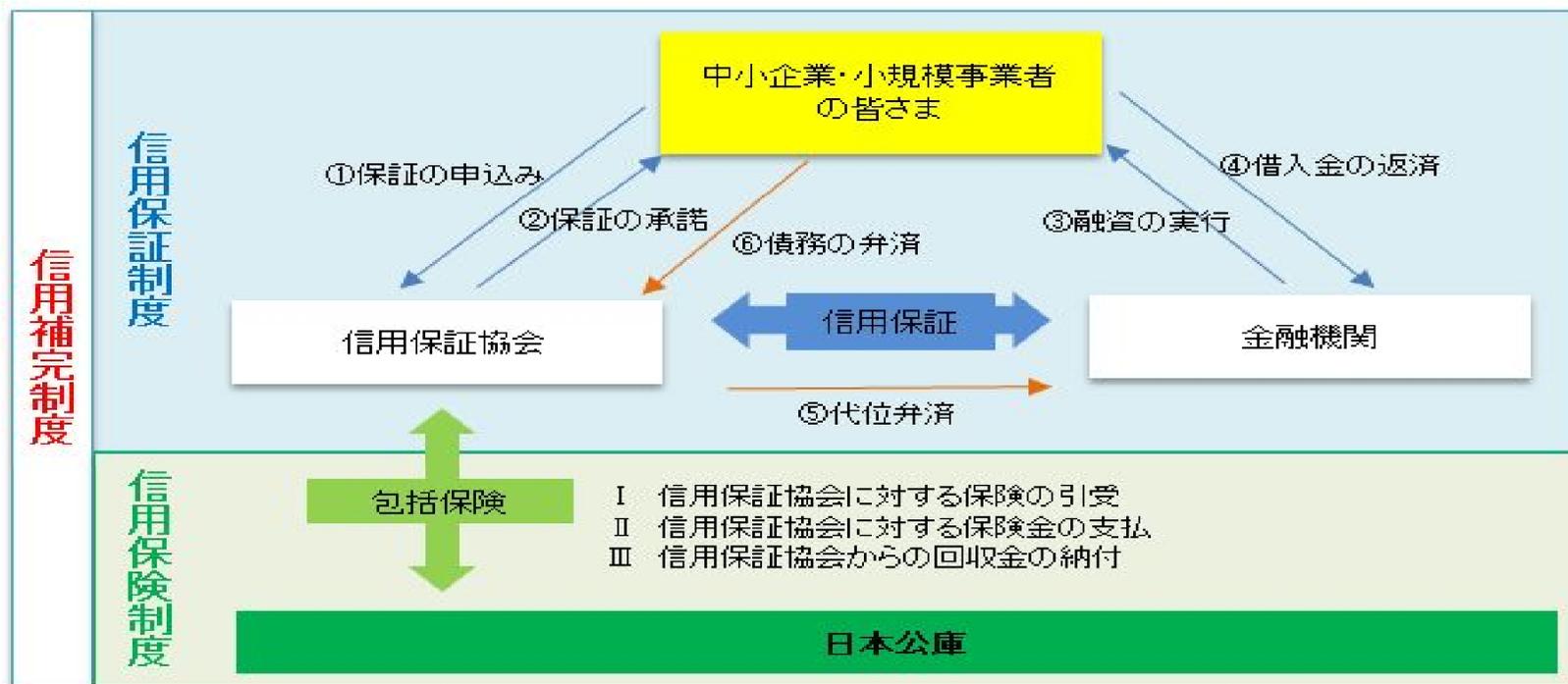
信用補完制度の仕組み

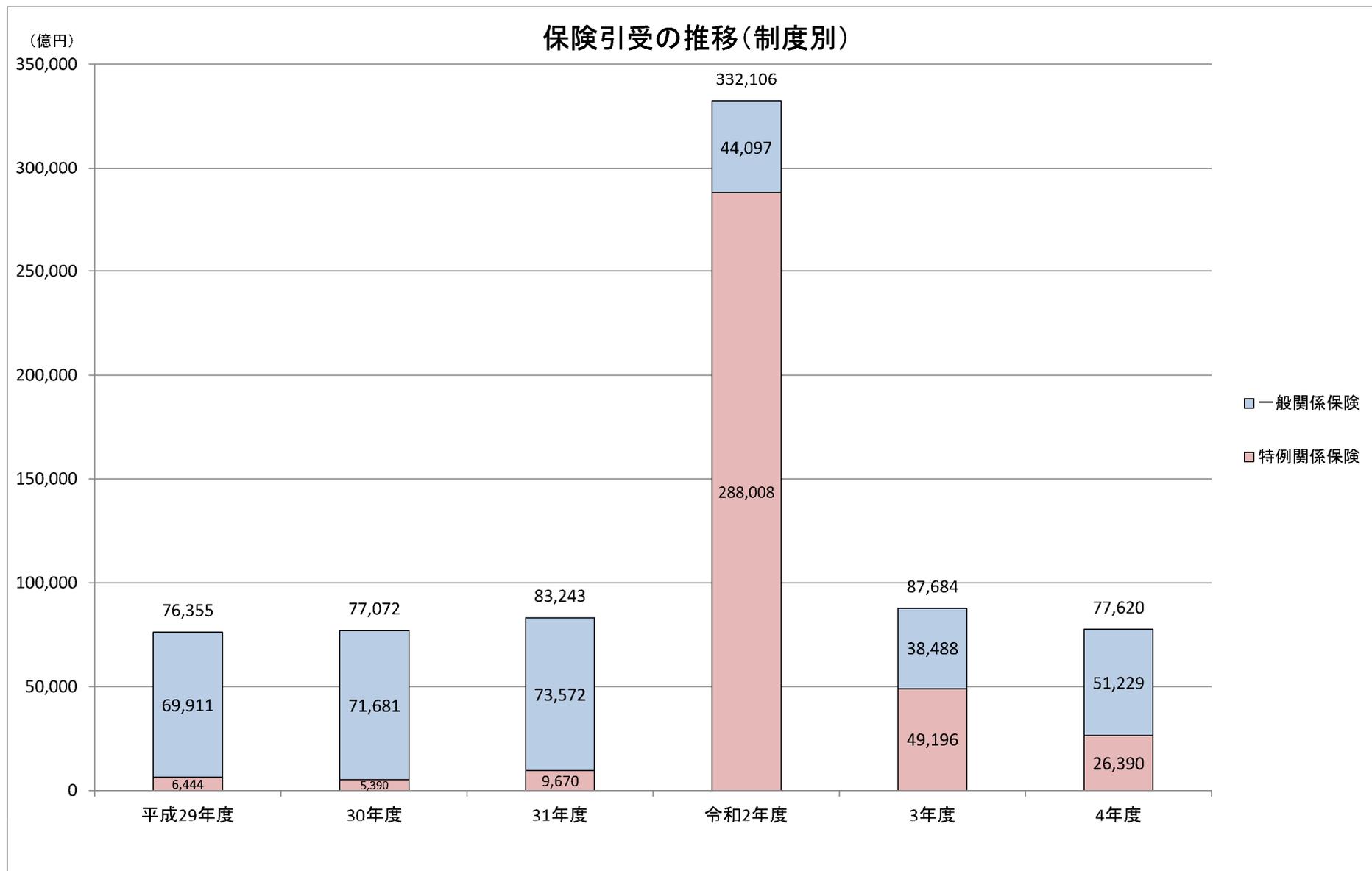
信用保証制度とは、中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から事業資金を借り入れるとき、または、社債の発行により金融機関から資金調達をするときに、公的な機関である信用保証協会が保証人となる制度です。これにより、金融機関は、中小企業・小規模事業者の皆さまへの融資を積極的に行うことができ、結果、中小企業・小規模事業者の皆さまは金融機関からの資金調達が円滑に行うことができるようになります。

日本公庫が行う**信用保険制度**は、こうした信用保証協会が行う信用保証リスクを保険によりカバーし、信用保証制度を強力にバックアップして、資金を中小企業・小規模事業者の皆さまに誘導する役割を果たしています。

この**信用保証制度**と**信用保険制度**が一体となって機能することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは**信用補完制度**と呼ばれており、国の中小企業政策の重要な一翼を担っています。

概略図





出典：日本政策金融公庫HP

(中小企業信用保険)

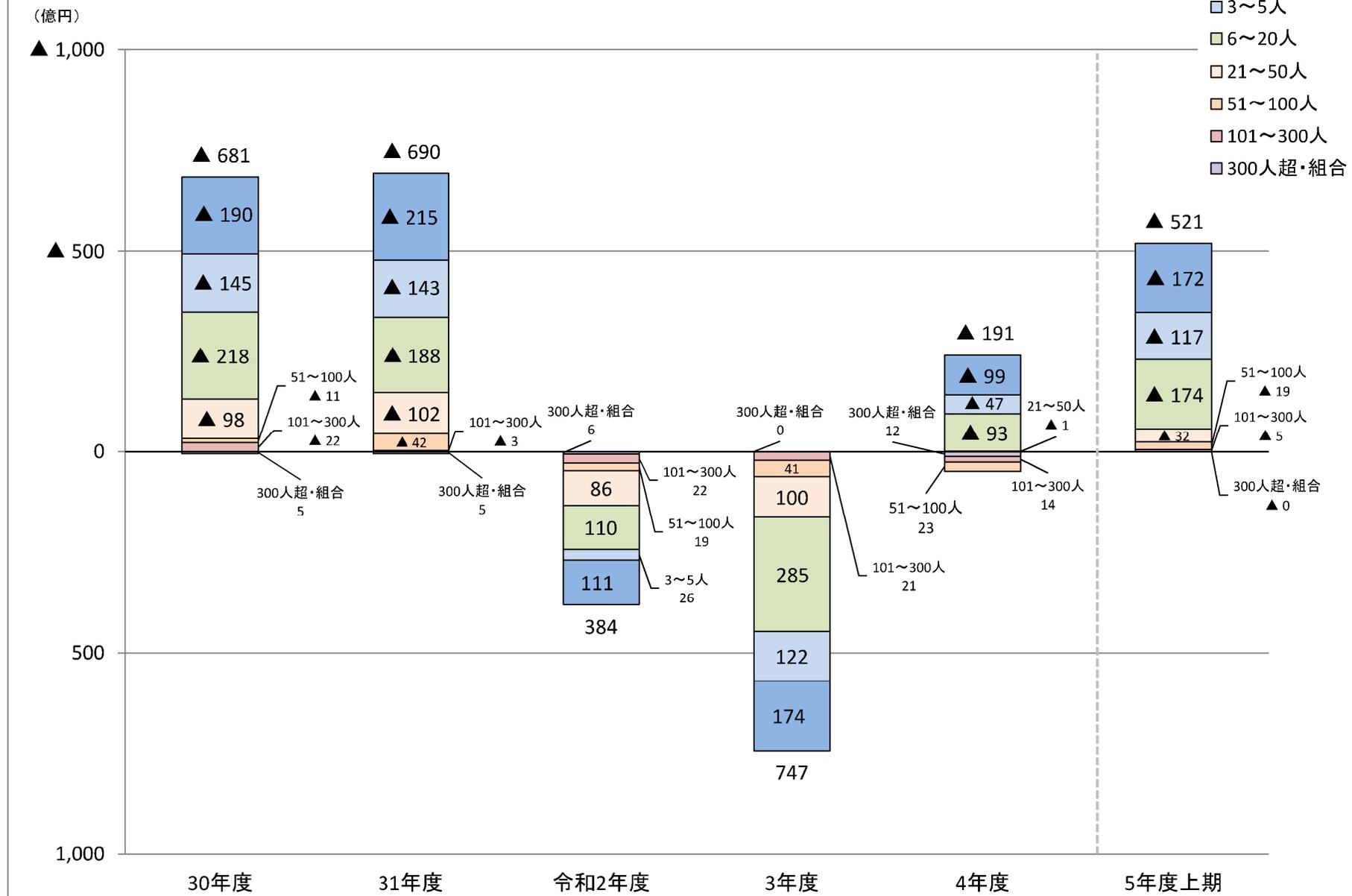
保険収支の状況

(単位:円、%)

年・月	項目	保険料 (A)		回収金 (B)		保険金 (C)		保険収支 (D)=(A)+(B)-(C)	責任共有 負担金収入(E)	(D)+(E)
			前年比		前年比		前年比			
平成30年度	年度計	122,268,231,343	97.1	79,756,305,908	90.7	270,191,385,907	95.9	▲ 68,166,848,656	5,185,981,838	▲ 62,980,866,818
31年度 (令和元年度)	年度計	120,334,596,127	98.4	71,841,411,328	90.1	261,259,970,186	96.7	▲ 69,083,962,731	4,602,616,690	▲ 64,481,346,041
令和2年度	年度計	185,184,331,622	153.9	64,986,953,488	90.5	211,683,865,678	81.0	38,487,419,432	6,897,398,018	45,384,817,450
3年度	年度計	188,483,828,068	101.8	64,329,932,064	99.0	178,027,069,092	84.1	74,786,691,040	10,652,895,846	85,439,586,886
4年度	4月	18,110,513,716	91.3	6,269,870,983	89.5	16,803,554,397	139.1	7,576,830,302		
	5月	15,259,573,736	66.7	4,711,874,310	83.7	23,664,822,778	167.6	▲ 3,693,374,732		
	6月	20,643,800,891	88.2	4,695,245,045	95.8	15,439,541,398	115.1	9,899,504,538		
	7月	19,414,013,547	95.1	5,054,675,890	96.0	17,320,160,781	130.9	7,148,528,656		
	8月	15,126,897,734	96.3	5,450,377,864	101.6	19,088,326,695	135.5	1,488,948,903		
	9月	15,651,574,227	99.6	5,251,416,281	102.7	23,995,687,071	178.2	▲ 3,092,696,563		
	4年度上期	104,206,373,851	88.3	31,433,460,373	94.5	116,312,093,120	144.7	19,327,741,104		
	10月	11,667,178,525	101.1	5,566,889,507	99.8	21,226,844,726	121.3	▲ 3,992,776,694		
	11月	9,798,216,555	100.9	4,795,117,518	91.8	23,020,385,785	132.4	▲ 8,427,051,712		
	12月	12,695,853,065	100.6	4,730,820,612	97.5	22,694,161,988	152.5	▲ 5,267,488,311		
	1月	8,496,458,381	102.3	6,110,214,425	94.7	24,880,195,827	138.5	▲ 10,273,523,021		
	2月	9,424,882,533	100.5	4,382,324,798	104.6	24,307,756,563	147.3	▲ 10,500,549,232		
	3月	18,971,541,561	100.1	4,860,786,155	102.0	23,883,908,950	178.6	▲ 51,581,234		
	4年度下期	71,054,130,620	100.8	30,446,153,015	98.0	140,013,253,839	143.4	▲ 38,512,970,204		
	年度計	175,260,504,471	93.0	61,879,613,388	96.2	256,325,346,959	144.0	▲ 19,185,229,100	1,640,217,318	▲ 17,545,011,782
5年度	4月	18,348,034,205	101.3	7,266,790,981	115.9	29,678,037,565	176.6	▲ 4,063,212,379		
	5月	14,574,448,929	95.5	5,138,051,885	109.0	33,930,530,667	143.4	▲ 14,218,029,853		
	6月	18,877,040,217	91.4	5,269,352,345	112.2	28,530,055,464	184.8	▲ 4,383,662,902		
	7月	17,696,043,928	91.2	5,904,087,288	116.8	25,088,445,031	144.9	▲ 1,488,313,815		
	8月	14,671,271,433	97.0	5,656,461,592	103.8	33,184,611,104	173.8	▲ 12,856,878,079		
	9月	15,113,140,415	96.6	5,105,310,315	97.2	35,375,078,053	147.4	▲ 15,156,627,323		
	5年度上期	99,279,979,127	95.3	34,340,054,406	109.2	185,786,757,884	159.7	▲ 52,166,724,351		
	5年度下期									
		年度計	99,279,979,127	95.3	34,340,054,406	109.2	185,786,757,884	159.7	▲ 52,166,724,351	

出典：日本政策金融公庫HP

保険収支の推移(従業員規模別)



出典：日本政策金融公庫HP

2023年11月8日報道発表

コロナ融資19・4兆円、1兆円が回収不能・困難に...返済できない企業の倒産相次ぐ

新型コロナウイルス対策で政府系金融機関が中小事業者向けに実施した特別融資19・4兆円のうち、昨年度末時点で約1兆円が回収不能か困難な恐れのあることが会計検査院の調べでわかった。

会計検査院による「日本政策金融公庫・新型コロナ特別貸付」に関する検査報告

日本政策金融公庫等が実施した新型コロナ特別貸付等の状況（特定）

株式会社日本政策金融公庫

株式会社商工組合中央金庫

検査の状況 1 - 1 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況

<令和4年度末時点における新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況>

令和4年度末までの貸付実績
1,187,201件 19兆4365億円

<4年度末時点の状況>

返済 5兆0582億円	貸付残高 989,267件 14兆3085億円
うち完済 190,643件 3兆3305億円	

借換えによるものも含まれている。

<元金返済等の状況>

元金返済中 670,141件 7兆5665億円	据置期間中 254,399件 5兆9576億円
-------------------------------	-------------------------------

4年度末時点の貸倒引当金
2879億円

<リスク管理債権等の状況>

正常債権 13兆5064億円

<リスク管理債権の内訳>

要管理債権 4929億円	危険債権 3731億円
-----------------	----------------

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
124億円

令和4年度末までの貸付実績は19兆4365億円、貸付残高は14兆3085億円で、そのうち9割超は元金返済中の貸付債権又は据置期間中の貸付債権

その一方で

- ①償却（貸付債権の全額について回収の見込みがないなどと認められるときに行う）金額は697億円
償却した貸付債権の件数及び金額は、いずれも年々増加
- ②条件変更（返済期間や据置期間の延長、月々の返済額の減額により、貸付条件を緩和すること）中の貸付債権の残高は、いずれも3、4両年度末の金額が前年度末から大幅に増加
- ③延滞等（元利金支払の延滞及び事業者の破綻）に至っている貸付債権の残高は、いずれも3、4両年度末の金額が前年度末から大幅に増加
- ④リスク管理債権の額は8785億円で、日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業では増加し、事業全体のリスク管理債権の額も増加
- ⑤4年度末における部分直接償却（回収不可能又は無価値と判断された資産について税務上の直接償却を満たしていない場合に貸倒引当金の計上に代えて貸倒償却をする方法）実施額は1246億円

①償却
7,291件 697億円

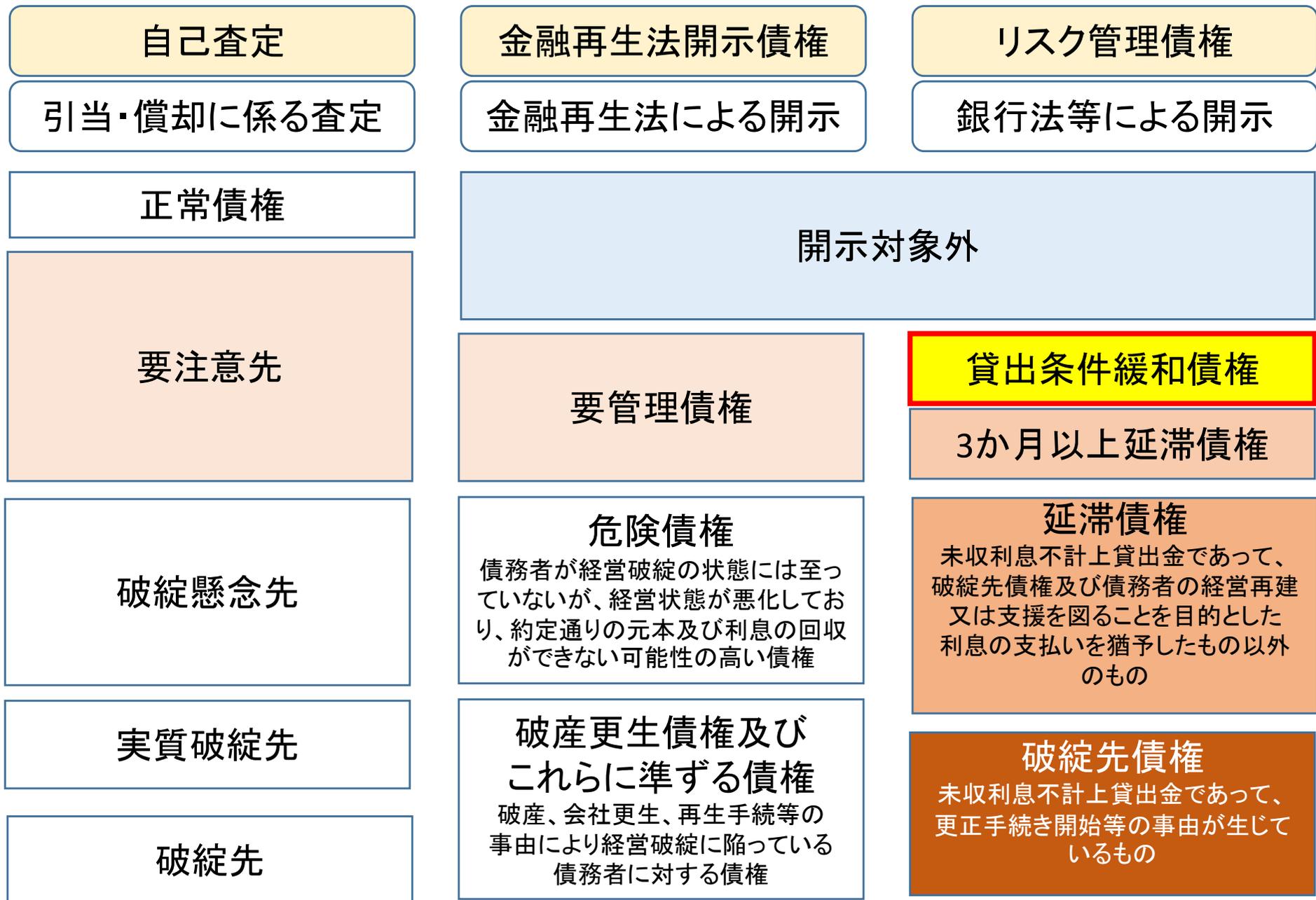
②条件変更中
53,921件 6654億円

③延滞等
11,651件 1195億円

④リスク管理債権
8785億円

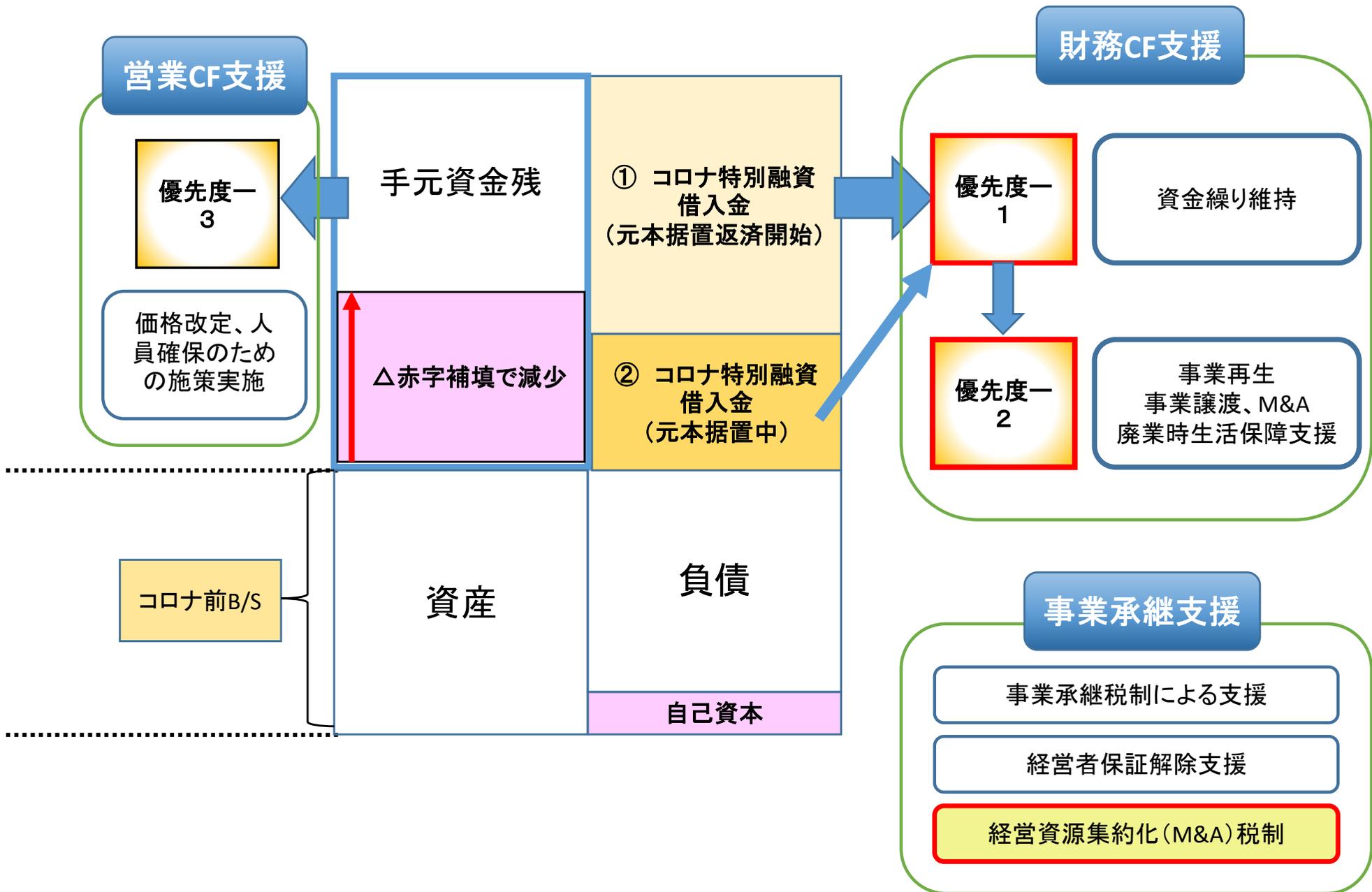
⑤部分直接償却
1246億円

法令による開示債権の区分の違い



金融機関の自己査定区分と事業再生局面での税理士のメイン支援エリア

査定区分	内容	事業計画ウエイト	策定計画
正常先	業績良好で、B/Sも問題ない先	取引強化に有用	事業計画
要注意先	1 赤字決算が続くものの「通常の事業計画」で回復が見込める先	効果あり	(早期) 経営改善計画
	2 条件変更先で延滞が1か月程度であり、今後の「経営改善計画」により判断する先	必要	経営改善計画
	要管理先 業績回復が厳しく将来貸倒リスクの増加が見込まれ、「経営改善計画」注視の先	必須	経営改善計画
破綻懸念先	事業継続中であるが、今後の経営破綻の可能性が高く、事業再生計画注視の先	必須	事業再生計画
実質破綻先	実質的に破綻状況に陥っている先		
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先		



Ⅱ 今用意されている中小企業支援策

挑戦する中小企業応援パッケージ

I. 将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援

- ① セーフティネット保証4号（100%保証）の借換目的での利用継続（新規融資のみでの利用は23年9月末で終了）【当面は23年12月末まで】
- ② 事業再構築等への挑戦を応援すべく、日本公庫等の資本性劣後ローンの限度額引上げ（10億円→15億円）、延長【24年3月末まで】
- ③ 日本公庫等のスーパー低利融資を、金利引下げ幅は縮小（▲0.9%→▲0.5%）の上、延長【24年3月末まで】
- ④ 物価高騰対策のセーフティネット貸付の金利引下げ措置を延長【24年3月末まで】

II. 挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化

- **挑戦意欲がある中小企業の経営改善や再生支援を加速していくべく、総合的な支援策を展開する。**

経営改善・再生支援の体制整備

- 関係者一丸となった経営改善・再生支援を進めるため、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」（仮称）を設置。
- 官民金融機関による経営改善・再生支援の取組状況等をきめ細かくフォロー。

経営改善フェーズ

- ① **信用保証協会による経営改善支援の強化**
 → 民間金融機関等との連携による支援を強化するため、協会向けの監督指針を改正。【2024年度】
- ② **民間金融機関による経営改善支援の促進**
 → 「早期経営改善計画策定支援事業」（支援費用の2/3を補助）等について、100%保証先等に、民間金融機関も一定の条件で利用を認める。【2024年度】
- ③ **経営者保証改革の促進**
 → 保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度において、時限的な保証料負担軽減策を検討。【2024年度】
 → 金融機関が経営者保証を徴求する手続に対する監督強化など「経営者保証改革プログラム」の実行、事業成長担保権の創設。【2023年度法案提出を目指す】

再生フェーズ

- ① **商工中金の危機対応融資先への支援強化**
 → 危機対応融資を活用した事業者に対して、DES（債務の株式化）による再生支援を可能とする。【2023年10月】
- ② **事業再生ガイドラインの運用改善等**
 → 第三者支援専門家補佐人の選定要件（対象債権者の全員同意）の緩和の検討等。
 → ガイドラインの活用事例の公表。【2023年10月】
- ③ **コロナ資本性劣後ローンの運用明確化**
 → 私的整理時であっても一定の場合（例：民間金融機関が協調融資の際に既存債権を劣後化している場合）には、劣後化されることがあり得ることを明確化。【2023年10月】

再チャレンジフェーズ

- ① **中小企業活性化協議会の体制強化**
 → 円滑な再チャレンジを支援するため、協議会の弁護士数を倍増開始（26名→50名）。【2023年度】
- ② **廃業時の取扱いの明確化**
 → 廃業手続の早期着手により、手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化（「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の改定の検討）。
 → 保証人の自己破産回避に向けた好事例の公表。【2023年】
- ③ **求償権消滅保証の運用改善**
 → 金融取引を正常化させる求償権消滅保証の利用時の計画の対象に、「経営改善計画策定支援事業」による計画も含める。【2023年10月】

Ⅲ 資金繰り支援策について

資金繰り支援の今後の道行き

9月末

12月末

2024年3月末

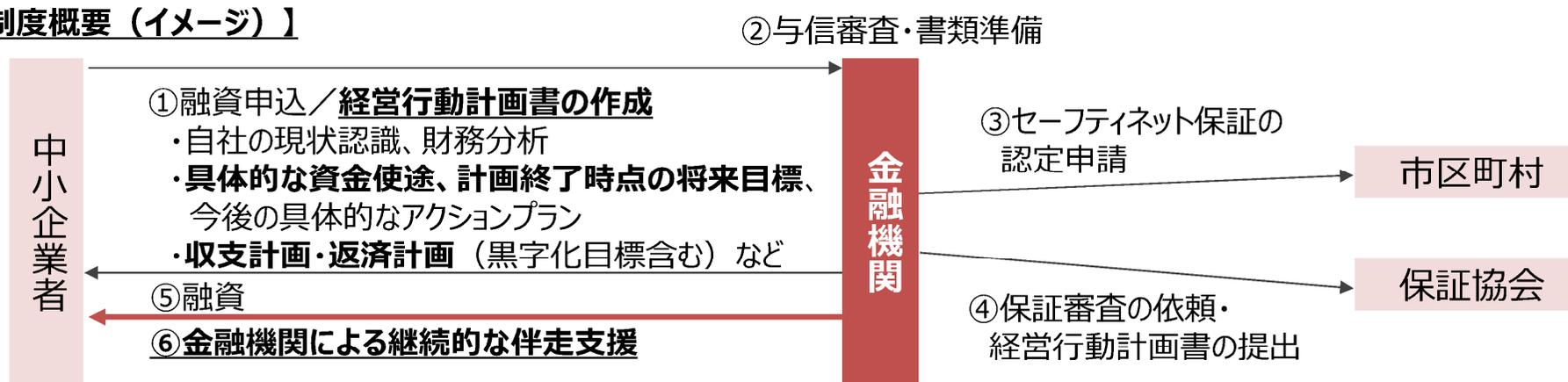
民間金融機関 (信用保証制度)	借換保証 (売上▲5%等、保証料0.2%) ※100%保証の融資を借り換える場合は当該融資の残高までは100%保証	
	セーフティネット保証4号 (売上▲20%、100%保証)	借換目的での利用は継続 (当面は本年12月末まで継続) ※新規融資のみでの利用は終了
政府系金融機関	公庫のスーパー低利融資 (売上▲5%等 金利▲0.9%)	「スーパー低利融資」から 低利融資 (▲0.5%) に見直した上で、 6ヶ月延長 (~2024年3月) ※中小事業：0.70% 国民事業：0.70% 令和5年10月現在、貸付期間5年の場合
	公庫の資本金劣後ローン	限度額引上げ (10→15億) +6ヶ月延長 (~2024年3月)
	セーフティネット貸付の金利引下げ (利益率▲5% 金利▲0.4%)	6ヶ月延長 (~2024年3月) ※中小事業：0.80% 国民事業：1.45% 令和5年10月現在、貸付期間5年の場合

(出典：中小企業政策審議会「金融小委員会・第11回(2023年10月26日)資料」)

コロナ借換保証制度【令和5年1月10日より開始】

新型コロナの影響等で債務が積み上がった中小企業者の収益力改善等を支援するため、**借換え需要に加え、新たな前向きな資金需要にも対応**する信用保証制度。

【制度概要（イメージ）】



保証限度額	1億円（100%保証融資は100%保証で借換え可）
保証期間等	10年以内（据置期間5年以内）
金利	金融機関所定
保証料率	0.2%等（国による補助前は0.85%等）
保証人	代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
対象要件等	次のいずれかに該当し、かつ、「経営行動計画書」を作成の上、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時における信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げ。 ① セーフティネット4号の認定を受けている方 ② セーフティネット5号の認定を受けている方 ③ 売上高が5%以上減少している方 ④ 売上高総利益率または営業利益率が5%以上減少している方

※本制度は伴走支援型特別保証制度を活用して創設。

制度の詳細：中小企業庁HP

「民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度(コロナ借換保証)を開始します。」 <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karikaie.html>

新型コロナウイルス対応（通常とは別枠で最大2.8億円の信用保証）

セーフティネット保証制度で、最大2.8億円の信用保証枠を、一般保証とは別枠で確保します。

	一般保証	セーフティネット保証	
		4号	5号
目的		突発的災害 (自然災害等)	業況の悪化している業種 (全国的)
保証割合	80% (残り20%は金融機関が負担)	100%	80% (残り20%は金融機関が負担)
保証限度額	2億8,000万円	2億8,000万円	
	普通保証 2億円	普通保証 2億円	
	無担保 8,000万円	無担保 8,000万円	
	うち無担保無保証人 2,000万円	うち無担保無保証人 2,000万円	
保証期間	協会所定	【運転資金】10年以内 【設備資金】20年以内	
対象資金	運転資金、設備資金	経営安定資金（運転資金、設備資金）	
保証料率	協会所定	協会所定 0.8%前後	協会所定 0.8%前後
対象要件	-	売上高等が前年同月比 ▲20%以上減少等の場合	売上高等が前年同月比 ▲5%以上減少等の場合
市町村の認定	不要	上記の売上高等の減少について、 市町村の認定が必要	
指定期間	-	R2/2/18~R5/12/31	R5/10/1~R5/12/31
対象業種 ^{※1}	全業種	全業種	指定業種^{※2}
対象地域	-	全国47都道府県	
備考	-	業歴3ヶ月以上~1年1ヶ月未満の事業者等について、R2/3/13以降は認定基準の運用を緩和	

※1 ただし、保証対象業種に限る

※2 指定業種については右記URLを参照 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

<p>ご利用 いただける方</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方</p> <p>（１）最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高が前 5 年のいずれかの年の同期と比較して 5 % 以上減少している方又はこれと同様の状況にある方（注 1）等</p> <p>（２）債務負担が重くなっている方（債務償還年数が 1 3 年以上となる方）</p>		
<p>お使いみち</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金</p>		
<p>融資限度額</p>	<p>国民生活事業</p>	<p>8,000 万円</p>	
	<p>中小企業事業</p>	<p>6 億円</p>	
<p>ご返済期間 (うち据置期間)</p>	<p>設備資金 20 年以内（5 年以内） 運転資金 20 年以内（5 年以内）</p>		
<p>利率（年） (注 2)</p>	<p>国民生活事業</p>	<p>6,000 万円以内の部分</p>	<p>当初 3 年間：基準利率－0.5% 3 年経過後：基準利率</p>
		<p>6,000 万円を超える部分</p>	<p>基準利率</p>
	<p>中小企業事業</p>	<p>4 億円以内の部分</p>	<p>当初 3 年間：基準利率－0.5% 3 年経過後：基準利率</p>
		<p>4 億円を超える部分</p>	<p>基準利率</p>
<p>担保</p>	<p>無担保</p>		

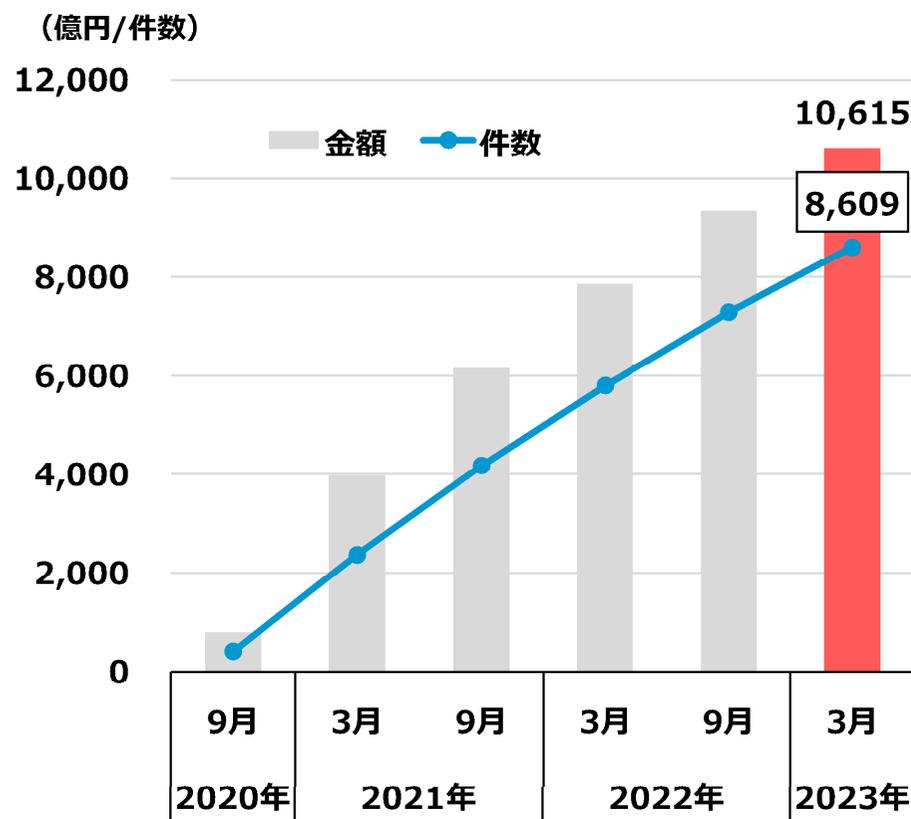
新型コロナ対策資本金劣後ローン ～中小企業向け資本金資金供給～

<p>融資対象</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者</p> <p>① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る事業者</p> <p>② 中小企業活性化協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者</p> <p>③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築（※1）されている事業者（※2）</p> <p>（※1）原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること （※2）民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象</p>											
<p>融資限度額</p>	<p>【中小事業】1社あたり15億円 【国民事業】1社あたり7,200万円</p>											
<p>融資期間</p>	<p>5年1か月・7年・10年・15年・20年（期限一括償還） ※5年を超えれば、手数料ゼロで期限前弁済可能</p>											
<p>貸付利率</p>	<p>融資後当初3年間は一律0.5%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用</p> <table border="1" data-bbox="535 887 1861 1158"> <thead> <tr> <th data-bbox="535 887 913 1031" rowspan="2">当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合</th> <th colspan="3" data-bbox="913 887 1861 938">4年目以降黒字の場合</th> </tr> <tr> <th data-bbox="913 938 1245 1031">5年1か月・ 7年・10年</th> <th data-bbox="1245 938 1554 1031">15年</th> <th data-bbox="1554 938 1861 1031">20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="535 1031 913 1158">0.50%</td> <td data-bbox="913 1031 1245 1158">2.60%</td> <td data-bbox="1245 1031 1554 1158">2.70%</td> <td data-bbox="1554 1031 1861 1158">2.95%</td> </tr> </tbody> </table>	当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合	4年目以降黒字の場合			5年1か月・ 7年・10年	15年	20年	0.50%	2.60%	2.70%	2.95%
当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合	4年目以降黒字の場合											
	5年1か月・ 7年・10年	15年	20年									
0.50%	2.60%	2.70%	2.95%									
<p>担保・保証人</p>	<p>無担保・無保証人</p>											
<p>資本性の扱い</p>	<p>金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能 ※償還期限の5年前までは残高の100%を資本とみなすことが可能（5年未満からは1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少）</p>											
<p>その他</p>	<p>本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後</p>											

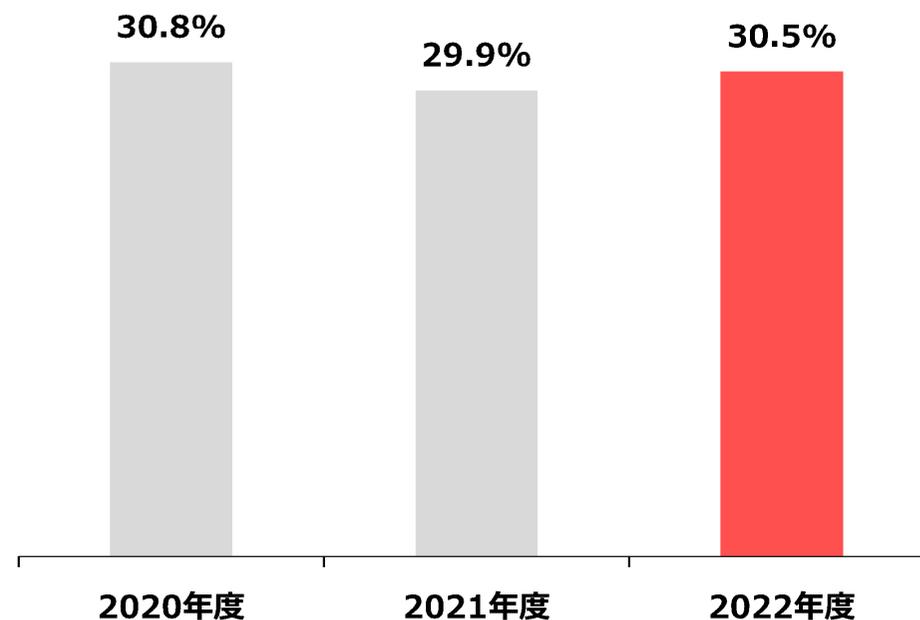
日本公庫のコロナ資本性劣後ローンの状況①

- 日本公庫のコロナ資本性劣後ローンの利用実績は、**2023年3月末時点で1兆円を突破**。
- コロナ資本性劣後ローンの借換割合は、**各年度とも約30%で推移**。コロナ融資と異なり、**借換えの割合に大きな変動は見られない**。

コロナ資本性劣後ローンの利用実績推移（金額/件数）



コロナ資本性劣後ローンの借換実績（単年）



(注1) 2023年3月末のコロナ資本性劣後ローン利用実績における借換比率
 (注2) 日本政策金融公庫におけるコロナ資本性劣後ローンを集計。商工中金は含まない。
 (出所) 日本政策金融公庫提供データより作成。

【参考】コロナ資本性劣後ローンにより黒字化した事例

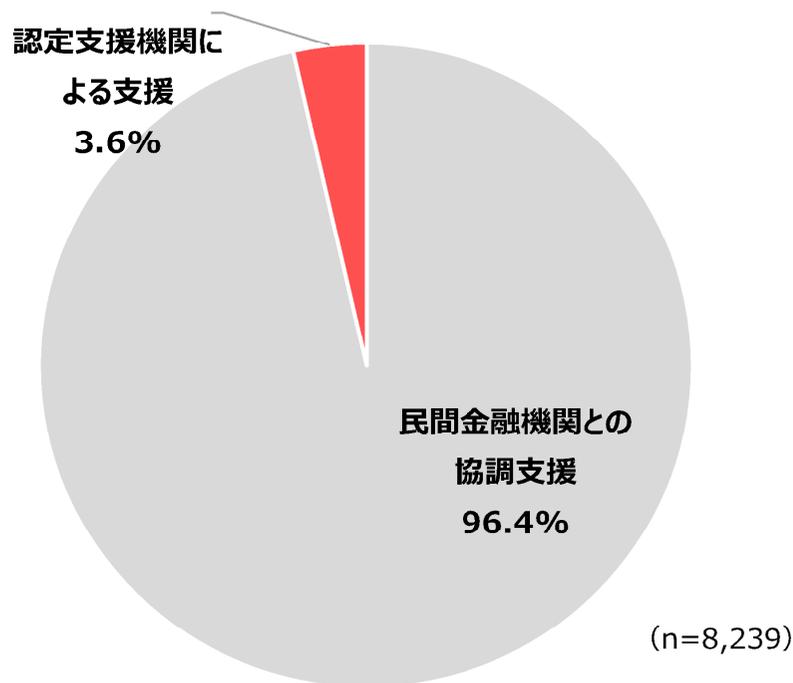
コロナ禍に対応した取組を支援し業績が改善

業種	旅館業
事業概要	<ul style="list-style-type: none">1880年創業の老舗旅館。全11室と小規模旅館ならではのきめ細やかなおもてなしや、周囲の景色を一望できる露天風呂、地元色にこだわった料理の提供等で宿泊客からの評価も高く、コロナ以前は、安定した収益を確保していた。コロナ禍によって宿泊客が急減し、赤字に転落するなど業況が悪化。厳しい経営環境を余儀なくされる中、取引金融機関に対し、今後の資金繰りについて相談を実施。
支援内容	<ul style="list-style-type: none">公庫は取引金融機関からの協調融資の打診を受け、資金繰りの安定化と、財務基盤の強化を図るため、2021年2月にコロナ資本性劣後ローンによる支援を実施。結果、取引金融機関からの支援が受けやすい体制が構築され、資金繰りも大幅に改善が図られた。また、公庫は、決算内容をもとにした収支・財務面に対する経営指導や、各種補助金制度等の活用に向けた情報提供を積極的に実施。その後、コロナ資本性劣後ローンや、自治体の補助金等を活用し、他社との接触を避けるため部屋付露天風呂の客室を増設する等、コロナ禍に対応した設備投資を実施したところ、集客力が大幅に向上し、高付加価値・高稼働が実現。支援から1年後の2022年にはコロナ禍前の収益水準まで回復。
スキーム	<p>The diagram illustrates the support scheme. On the right, two boxes represent '民間金融機関' (Private Financial Institutions) and '日本政策金融公庫' (Japan Policy Finance Corporation). Arrows point from these boxes to a central rounded rectangle labeled '協調支援スキーム' (Coordinated Support Scheme). This central box lists the components: 'コロナ資本性劣後ローンの導入' (Introduction of COVID-19 capital priority loans), '経営指導' (Business guidance), and '情報提供' (Information provision). A large arrow points from this central box to a vertical bar on the left labeled '中小企業者' (SMEs), with the text '協調支援実行' (Coordinated support implementation) below the arrow.</p>

日本公庫のコロナ資本性劣後ローンの状況②

- 日本公庫のコロナ資本性劣後ローンについて、認定支援機関からの支援を受けて利用に至った割合は**3.6%**。
- 2023年3月公表の「コロナ資金繰り継続プログラム」において、**日本公庫のコロナ資本性劣後ローンを活用した新規融資の促進**のため、コロナ資本性劣後ローンの**利用促進に向けた取組**を展開。

コロナ資本性劣後ローンの支援別状況



コロナ資本性劣後ローンの利用促進に向けた取組み

民間金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・民間金融機関との「協調融資商品」の組成（72件、92金融機関、覚書締結486金融機関（2023年3月末時点））
認定支援機関 (税理士、中小企業診断士)	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士、中小企業診断士等3.5万機関との連携を強化 ・税理士会等への説明会を開催
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業再生等の事業者支援策・支援事例に関する説明会において、コロナ資本性劣後ローンの活用事例等を周知

(注1) 2023年3月末のコロナ資本性劣後ローン利用先のうち、「事業計画書を策定し民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者」の内訳。

(注2) コロナ資本性劣後ローンについて日本政策金融公庫のみ集計（商工中金は除く。）。

(出所) 日本政策金融公庫提供データより作成。

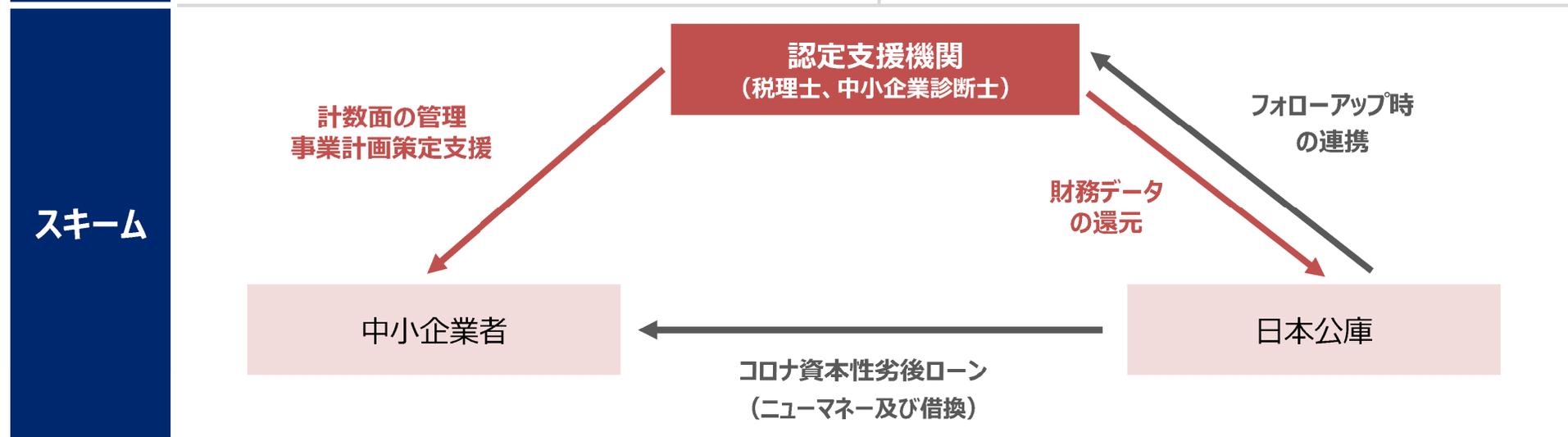
(出典: 中小企業政策審議会「金融小委員会・第10回(2023年6月29日)資料」)

【参考】認定支援機関の支援によるコロナ資本性劣後ローンの活用例

税理士による支援事例

中小企業診断士による支援事例

業種	料亭	金属製品加工業
内容	<ul style="list-style-type: none"> 県内トップの知名度を誇る老舗料亭。コロナ禍で利用者が減少し、業績が大幅に悪化。新事業に参入し経営の立て直しを図っているところ。 足元では、利用者は回復傾向で、新事業が軌道に乗れば黒字化が期待される状況。他方で、現状の収支状況から、民間金融機関の支援が難しく、来期に備え資金繰りの安定化や、民間金融機関の円滑な金融支援を促すため、資本性劣後ローンの活用を検討。 認定支援機関である顧問税理士が事業計画書の策定を支援。事業計画書の内容をもとに、コロナ資本性劣後ローン利用につながったもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 高度な加工技術を武器に地元の有力メーカーと取引を有する金属加工業者。中小企業診断士の経営コンサルティングを受け事業を順調に拡大。 コロナ禍で受注が低迷し売上が減少。その後、売上は回復したが、人手不足が顕著となり、新たに人材確保のための運転資金の調達を検討。 中小企業診断士は、既存借入の返済額が重い点を考慮し、コロナ資本性劣後ローンの利用を提案。調達額をできるだけ少額に留めたいとの事業者の意向を踏まえ、協調支援に頼らない方法を模索。中小企業診断士が事業計画を策定し利用につながったもの。



セーフティネット貸付

ご利用いただける方

社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方

1. 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方
2. 最近3カ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方
3. 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方
4. 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1ヵ月以上悪化している方
5. 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方
6. 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方
7. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方
8. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方

利率（年）

基準利率。ただし、「ご利用いただける方」の5に該当する方のうち、原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方は、特別利率Q。

IV 事業再生支援策について

金融機関の自己査定区分と事業再生局面での税理士のメイン支援エリア

査定区分	内容	事業計画ウエイト	策定計画
正常先	業績良好で、B/Sも問題ない先	取引強化に有用	事業計画
要注意先	1 赤字決算が続くものの「通常の事業計画」で回復が見込める先	効果あり	(早期) 経営改善計画
	2 条件変更先で延滞が1か月程度であり、今後の「経営改善計画」により判断する先	必要	経営改善計画
	要管理先 業績回復が厳しく将来貸倒リスクの増加が見込まれ、「経営改善計画」注視の先	必須	経営改善計画
破綻懸念先	事業継続中であるが、今後の経営破綻の可能性が高く、事業再生計画注視の先	必須	事業再生計画
実質破綻先	実質的に破綻状況に陥っている先		
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先		

事業再生支援スキーム整理図

支援者区分	支援スキームの種類	事業者負担への支援制度		具体的な支援方法の定め・その他の資料
		支援制度名	補助金の支給窓口	
経営革新等認定支援機関、税理士、弁護士、その他の外部支援専門家	収益力改善支援に関する実務指針、中小企業事業再生GL	早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ事業（旧プレ405事業））	中小企業活性化協議会+自治体独自支援制度（EX東京都）	1 収益力改善支援に関する実務指針 (2022.12公表)
		経営改善計画策定支援事業（405事業）		2 中小企業の事業再生等に関するガイドライン
				3 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&A
中小企業活性化協議会	協議会スキーム	活性化協議会による公的支援		1 中小企業活性化協議会実施基本要領
				2 別冊1 収益力改善支援実施要領
				3 別冊2 再生支援実施要領（債務免除無し）
				4 別冊3 中小企業再生支援スキーム（債務免除有り）
				5 別冊4 中小企業活性化協議会の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順
				6 別冊2に係るQ&A
信用保証協会	経営サポート会議	保証協会による公的支援		経営改善サポート保証、求償権消滅保証、再挑戦支援保証の活用を含めた経営支援、事業再生時の債権者調整支援

中小企業の経営状況に応じた「事業再生支援の判断マップ」

中小企業の経営状況		支援ツール	連携機関	税理士の支援内容	参照ツール	参考情報
1	赤字が続き、債務超過危険あり又は債務超過が拡大	収益力改善支援に関する実務指針、早期経営改善計画支援事業	取引金融機関、信用保証協会、よろず支援拠点、中小企業活性化協議会		資金繰り計画及びPDCAツール	
2	取引金融機関に融資申し込みを謝絶されるなど資金調達が困難になってきている。	上記に加えて、経営改善サポート保証	取引金融機関、信用保証協会及び中小企業活性化協議会	窮境原因の把握と収益力を回復させるためのアクションプランの策定及びPDCA支援	実抜計画OR合実計画	
3	全ての金融機関から融資謝絶され、手元資金が6カ月以内にショートする予想	個別リスク(経営改善により営業CF確保見込み)	取引金融機関			
4	個別リスクでの対応では限界があり、抜本的な経営改善支援が必要であること。また、法的整理手続きより、事業価値や資産等の毀損が少ない等、中小企業者、対象債権者双方にとって、相当性、合理性がある場合	中小企業事業再生ガイドラインによる私的整理支援、405支援事業	中小企業活性化協議会、信用保証協会、弁護士等の外部支援専門家	弁護士等の外部支援専門家と協業のうえ、第二会社方式、事業譲渡、債務免除等の再生スキームについて、主に税務、会計面からサポートを行う(R5.10 中小企業等の事業再生等に関するガイドライン事例集：金融庁編公表)	中小企業事業再生GLに定める事業再生計画	2021.10.8金融庁「コロナ下での実抜計画の取り扱い」
		協議会スキームによる支援	中小企業活性化協議会		協議会「再生支援実施要領」又は「中小企業再生支援スキーム」	
5	自力のみでの再生が難しい場合	中小企業事業再生ガイドラインによる私的整理支援(廃業型)、405支援事業	弁護士等の外部支援専門家		中小企業事業再生GL、協議会「保証債務整理」、中小M&Aガイドライン、中小PMIガイドライン、経営者保証ガイドライン	2022.3.4金融庁「廃業時の経営者保証GLの基本的考え方」
		協議会スキームによる支援	中小企業活性化協議会			
		「担い手探しナビ」、日本政策公庫「事業承継マッチング支援」、その他M&A事業者	日本政策公庫、弁護士等の外部支援専門家、M&A登録事業者	事業譲渡、会社譲渡及び譲渡後のPM支援		
6	過去の保証協会の代位弁済債務が残り、資金調達できない場合	求償権消滅保証	信用保証協会	事業計画の策定支援		
7	過去の廃業経験が支障となって資金調達ができない場合	再挑戦支援保証、再挑戦支援融資	信用保証協会、日本政策金融公庫			

本格的な事業再生前の支援

収益力改善支援に関する実務指針

中小企業収益力改善支援研究会

2022年12月

1.1. 本実務指針の狙い

昨今、中小企業は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化、原材料価格の高騰、世界的なカーボンニュートラルやデジタル化の流れ、頻発する自然災害等、経営環境が激変する中、増大する債務に苦しむ中小企業の存在も指摘されている。

これらの中小企業が、財務内容の悪化や資金繰りの悪化等で経営が困難になり、自助努力だけでは事業の再生が難しい状況（本実務指針では、以下「再生フェーズ」という。）に陥る前段階での収益力改善に向けた取組が必要である。また、再生フェーズに陥った段階においても、本実務指針に沿った取組を進めることで、本源的な収益力を改善・回復・向上させることは重要である。

また、収益力改善の取組後の持続的・安定的な事業継続のみならず、思い切った事業展開等の前向き投資を行う上では、規律ある経営が重要であるため、ガバナンス体制の整備も促進していくことが重要である。

1.2. 本実務指針の運用方針

本実務指針は、下記の関係者が互いに収益力改善やガバナンス体制の整備に向けた取組を行う際に、経営者と支援者がこの実務指針を踏まえ、対話^(※)を通して、目線合わせや信頼関係の構築等につながることを目的としている。

事業者が収益力改善に向けた取組を行う上では、「早く対応していれば深刻な経営状況に陥らずに済んだのに」ということにならないよう、早い段階で質の高い支援を受けることが重要である。また、支援者は、既に支援の必要性を認識している事業者の他にも、潜在的に支援ニーズを有する事業者を掘り起こしていくことも重要である。本実務指針は、支援を必要とするより多くの事業者に対し、早い段階での適切な支援を届けていくため、活用されることを期待している。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す上では、ガバナンス体制の整備は重要な課題である。この課題を解決していくためには、事業者が金融機関を含めた取引先等との良好な信頼関係を構築し、取引先との関係強化や経営者保証解除等の各種取引条件の改善、円滑な事業承継、思い切った事業展開等に舵を切れるよう、規律ある経営体制を整備する必要がある。本実務指針では、ガバナンス体制の整備に取り組む上での考え方も整理している。

このため、収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする中小企業庁の「経営改善計画策定支援」（以下「405事業」という。）及び「早期経営改善計画策定支援」（以下「ポストコロナ事業」という。）においては、本実務指針に沿って、認定経営革新等支援機関が支援を行うことを求めることとしている。

- (※) 本実務指針に沿った経営取組を進めていく上では、その取組が、現場・実務担当者の認識や意見との齟齬が生じないように留意する必要がある。
- そのため、経営者は、経営改善を進める上で不可欠な人材（キーパーソン）が同じ目線で経営改善に取り組んでいるか、また、支援者は、そうしたキーパーソンに経営者と一体となって取り組む姿勢が見られるかについて、常に目配せすることが望ましい。

2.1.1. 経営者自らの気づきの醸成

経営者自らの気づきを醸成するため、例えば、「【別添1】経営者のための経営状況自己チェックリスト」^(※)を活用し、経営者と支援者が対話をするすることで、経営状況の自己診断を促進することが有用である。

(※) 本チェックリストの活用場面

- 経営者 : 自社の収益力改善の必要性を簡単に自己チェック。顧問税理士や取引金融機関をはじめ日常的にコミュニケーションする機会が多い支援者からの紹介を受けて、経営者が支援者と一緒にチェックするケースを主に想定。
- 支援者 : 収益力改善の必要性に経営者自ら気づいてもらうことを目的に、支援者から、対話のドアノックツールとして案内・活用。

2.1.2. 支援者による気づきの提供

早い段階で収益力改善に取り組む上では、特に、決算書等で随時経営状況を把握できる、顧問税理士や取引金融機関等の支援者の役割が重要である。これらの支援者においては、経営状況の変化を捉え、経営者と変化要因等をすり合わせる中で、経営者に経営改善の必要性について気づきを与えていく必要がある。

また、支援者は、収益力改善にできるだけ早く取り組むことが事業者にとって有益となることを念頭に、経営者に対して、事業者目線で働きかけていくことが重要である。

このため、例えば、「【別添2】支援者による経営状況チェックリスト」^(※)を経営者との対話のきっかけや、目線を合わせるツールとして活用することも有用である。

対話を通じて、事業者の経営状況を踏まえ、405事業やポスコロ事業の活用を促すことも効果的である。

2.2.3. 他の支援者等との連携検討

経営者と支援者は、収益力改善を目指す上で必要な取組や考え方を整理する中で、幅広く連携先を検討していく必要がある。その際、メイン金融機関をハブとして、必要な連携先を検討していくことも有用である。

また、迅速かつ円滑な取組につなげていくため、連携する支援者等とは、なるべく早い段階（具体的な計画策定前等）から、情報共有や意見交換を行うことも有用である。

経営者や支援者のみで適切な連携先が判断しづらい場合等は、商工会議所・商工会や中小企業団体中央会、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等（中小企業支援機関^(※1)）に相談することも効果的である。特に、売上拡大のみならず、デジタル・DX、知的財産^(※2)、デザイン等、課題がより高度化・多様化する中で、適切な連携先を見出づらな場合は、ワンストップ相談窓口としての「よろず支援拠点」に相談し、専門家からの助言を受けることに加えて、外部専門家等に橋渡ししてもらうことも重要である。このような環境を整備するため、既に、各都道府県の中小企業活性化協議会と信用保証協会が連携協定を締結しているが、加えて、中小企業活性化協議会とよろず支援拠点や信用保証協会の専門家派遣事業との連携も深めることが必要である。

また、支援者と中小企業支援機関は、相談案件の発生時に限らず、信頼関係の構築や共通の目線の醸成等に向け、日頃から互いに情報共有や連携を密に行うことが望ましい。

(※1) 収益力改善に向けたアクションプラン（後記2.3.4参照）を実行していく際、課題の解決手法が、例えば、デジタルやデザインといった専門的分野である場合に支援者のみでは対応が困難である可能性もある。その場合は、中小企業庁が実施している「中小企業119」^(注)等を活用し、専門家に事業現場に赴いてもらい、助言等を受けることも有用。

(注) 中小企業の経営に関わる課題に対応する各分野の専門家を派遣する事業

相談窓口は全国のよろず支援拠点又は地域プラットフォームの構成機関（商工会議所等）

詳細は右記URL参照：<https://chusho119.go.jp/>

経営者のための経営状況自己チェックリスト

【別添 1】

チェックポイント	自己チェック	
	YES	NO
① 毎月の試算表を作成しており、資金繰り表等で 当面（向こう1年分程度以上）の資金繰りを管理できている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 営業黒字が維持できており、繰越欠損はない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 借入金を増やさなくても運転資金は確保できている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 減価償却が必要な資産については、正しく費用を計上している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 税金・社会保険料の滞納がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 経営理念やビジョンがあり、従業員と共有できている （社是、社訓、スローガン、パーパス ^(注) 等も含む） <small>(注)パーパス…企業の根本的な存在意義や究極的な目的等を示したもの</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 自社の強みの活用や弱みの克服に向けた取組を行っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 自社の業務フローや商流（取引の流れ）を十分理解している また、販売先（ユーザー）は複数に分散している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 市場動向（為替、原油価格、賃金水準等）で、 何が経営に影響を与えるかを理解し、対応策を考えている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 事業を継続・発展させるための人材育成に取り組んでいる （後継者を含めた経営陣の育成、技術やノウハウの伝承等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

支援者による経営状況チェックリスト

【別添2】

財務状況	<input type="checkbox"/>	★ <u>試算表や資金繰り表が管理されていない</u>	
	<input type="checkbox"/>	売上が減少し続けている	
	<input type="checkbox"/>	営業赤字 又は 営業利益が減少し続けている	
	<input type="checkbox"/>	借入金が増加し続けている	
	<input type="checkbox"/>	借入金の返済能力が十分でない（キャッシュフロー等）	
	<input type="checkbox"/>	経営陣と会社の間で、金銭や不動産の貸借がある	
	<input type="checkbox"/>	売掛債権と買掛債権の回転率に大きな乖離がある	
	<input type="checkbox"/>	減価償却費が正しく計上されていない	
	<input type="checkbox"/>	税金・社会保険料の滞納がある	
非財務	経営者	<input type="checkbox"/>	★ <u>経営者が経営理念やビジョンを持っていない</u>
		<input type="checkbox"/>	経営者が自社の課題を把握できていない 又は 現状改善の意欲が見られない(向き合わない)
		<input type="checkbox"/>	経営者の後継人材がいない
	事業	<input type="checkbox"/>	自社の強みの活用及び弱みの克服に向けた取組が行われていない
		<input type="checkbox"/>	事業環境の整備（ITへの投資や活用等）に着手していない
		<input type="checkbox"/>	単位時間あたりの付加価値（生産性）の向上に向けた取組が行われていない
	環境・関係者	<input type="checkbox"/>	同種・同業の他社と比較して強みが見当たらない
		<input type="checkbox"/>	市場動向（原材料価格、為替、人件費等）や競合相手について関心がない
		<input type="checkbox"/>	商流が特定の取引先に偏っている
		<input type="checkbox"/>	従業員が定着していない 又は 十分な採用（人材確保）ができていない
		<input type="checkbox"/>	取引金融機関数が極端に多い 又は 頻繁にメインバンクが変わっている
	内部管理体制	<input type="checkbox"/>	各部門に責任者・キーパーソンがおらず指示命令系統が機能していない
		<input type="checkbox"/>	事業計画や目標が従業員と共有できていない
		<input type="checkbox"/>	新しい商品・サービスの開発や事業変革に取り組んでいない
		<input type="checkbox"/>	技術やノウハウの伝承、現場における人材育成に取り組んでいない

（出典：収益力改善支援に関する実務指針）

	項目内容		項目例(注1)	t-2期	t-1期	t期	目安(注2)	チェック欄
財務 基盤 の 強化	債務償還力	◎	EBITDA有利子負債倍率				15倍以内	
	安定的な収益性	◎	減価償却前経常利益				2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎	純資産額				直近が債務超過でないこと	

○EBITDA 有利子負債倍率^(※4)：借入金が現在の収益の何倍あるかで、債務償還力を確認

(※1) 売上高営業利益率(%) = 営業利益 ÷ 売上高

(※2) 営業運転資本回転期間(月) = {売掛債権(売掛金+受取手形)+棚卸資産-買入債務(買掛金+支払手形)} ÷ 平均月商

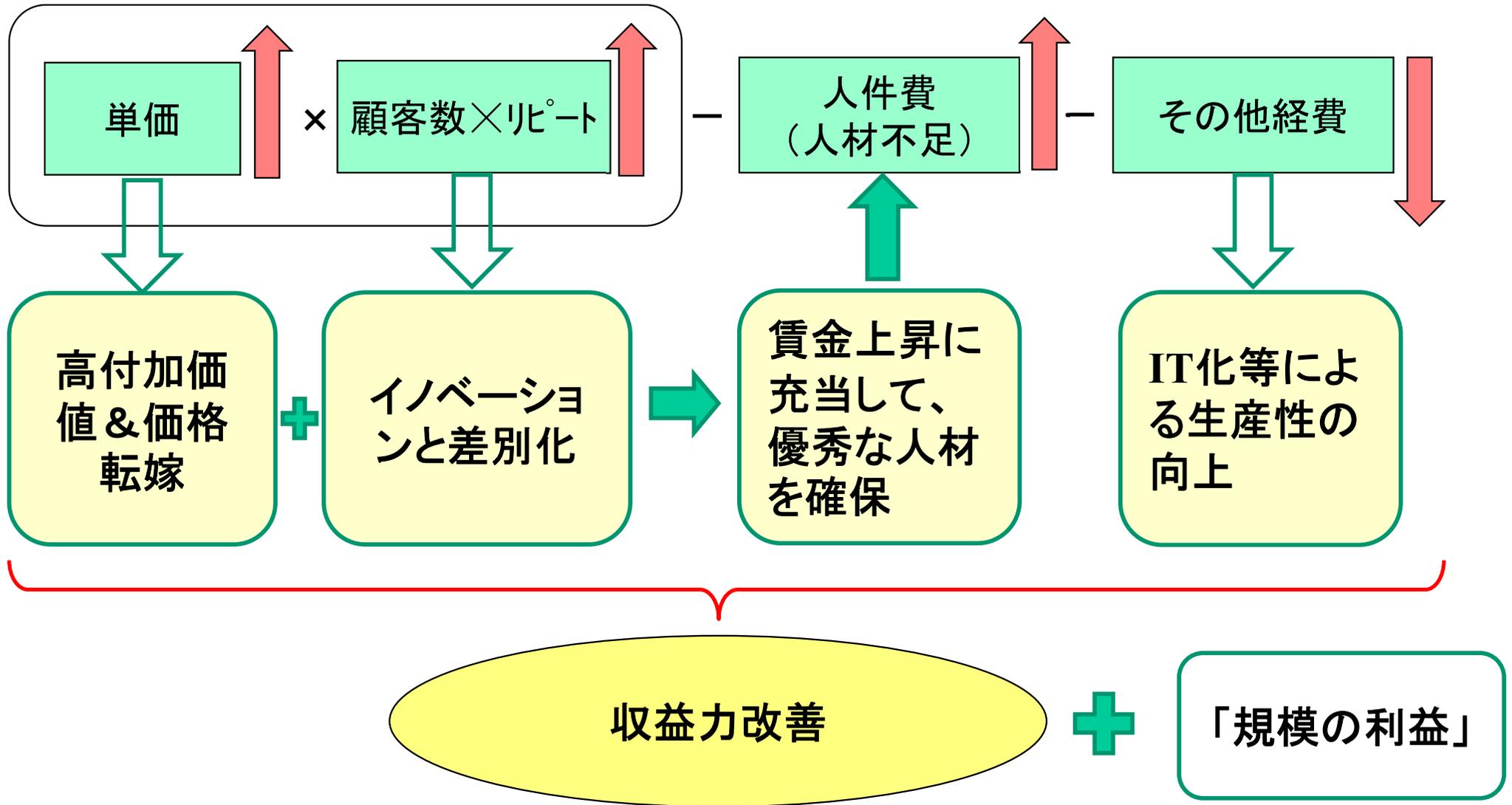
(※3) 労働生産性(円) = 営業利益 ÷ 従業員数

(分子を付加価値額や生産量等、分母を労働時間等として計算することも有効)

(※4) EBITDA 有利子負債倍率(倍) = (借入金 - 現金・預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

(出典：収益力改善支援に関する実務指針)

収益力改善のための経営支援の切り口



2023「中小企業白書」分析

第3章 2023 White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan

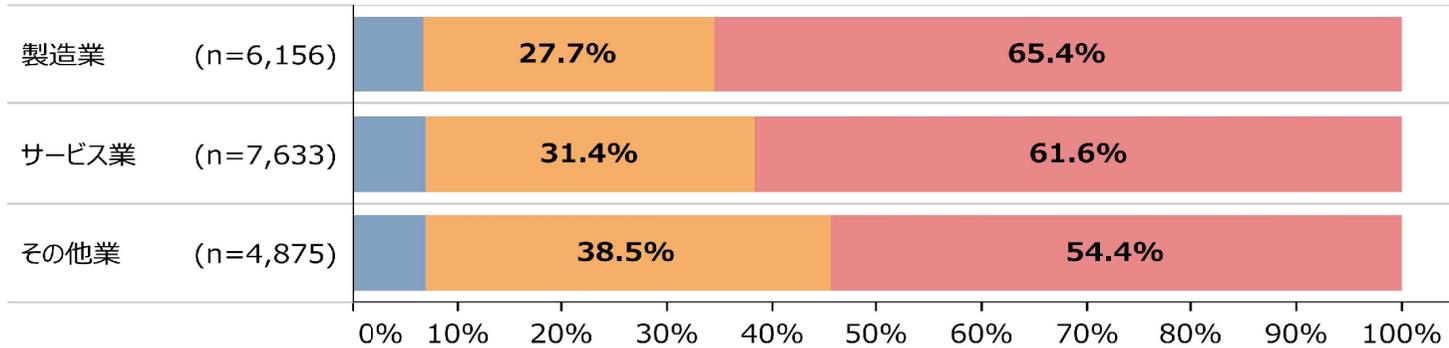
中小企業・小規模事業者の共通基盤

足下の感染症や物価高騰、深刻な人手不足など、中小企業・小規模事業者は、引き続き厳しい状況にある。こうした先を見通すことが困難な時代において、個々の中小企業・小規模事業者の生産性向上等の前提となる、価格転嫁・取引適正化やデジタル化といった社会的基盤が重要である。また、支援機関は従来、事業者が抱える個々の経営課題に対し、その解決に向けた支援を実施してきたが、足下では経営課題の設定段階から対話と傾聴を通じて本質的な経営課題に対する気付きを与え、自己変革・行動変容を促す、「課題設定型」の支援も重要な手法の一つとなっている。本章では、共通基盤としての取引適正化と価格転嫁、デジタル化、支援機関、経営力再構築伴走支援（以下、「伴走支援」という。）の状況について確認していく。

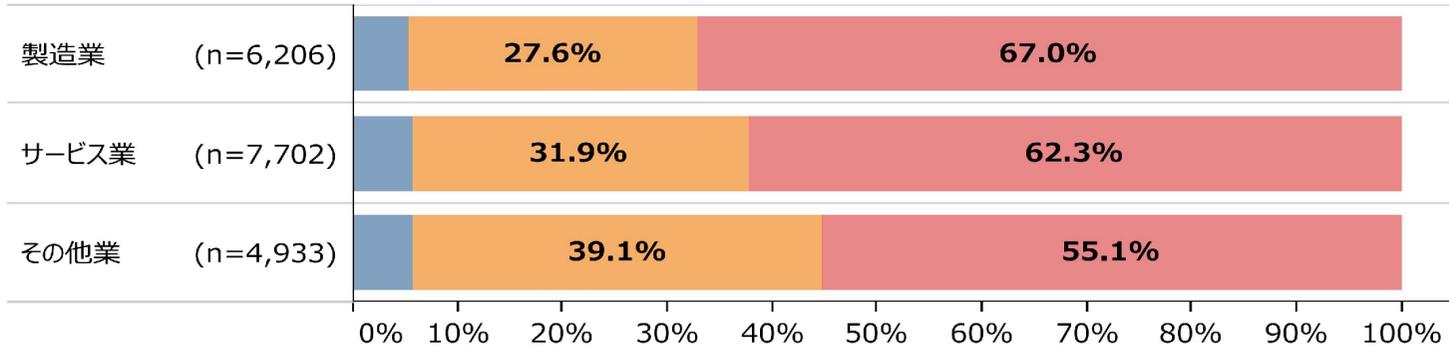
（出典：2023「中小企業白書」）

第2-3-4図 業種別に見た、人件費の状況（対2019年比、2021年比）

対2019年比



対2021年比

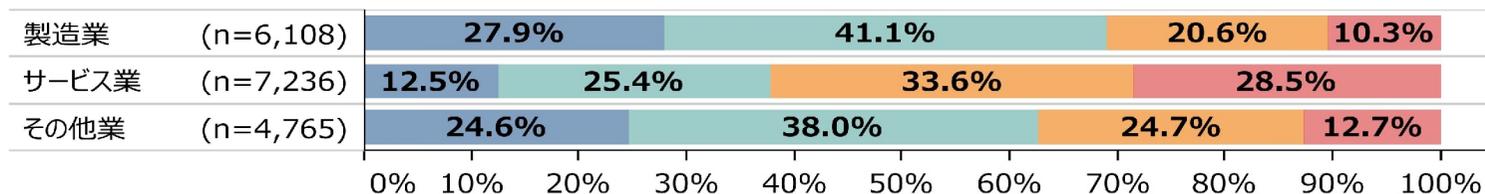


■ 低下 ■ 不変 ■ 上昇

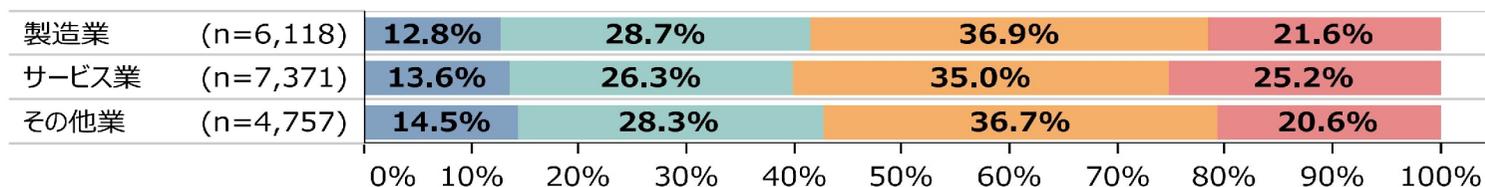
資料：（株）東京商工リサーチ「令和4年度取引条件改善状況調査」
 （注）受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

（出典：2023「中小企業白書」）

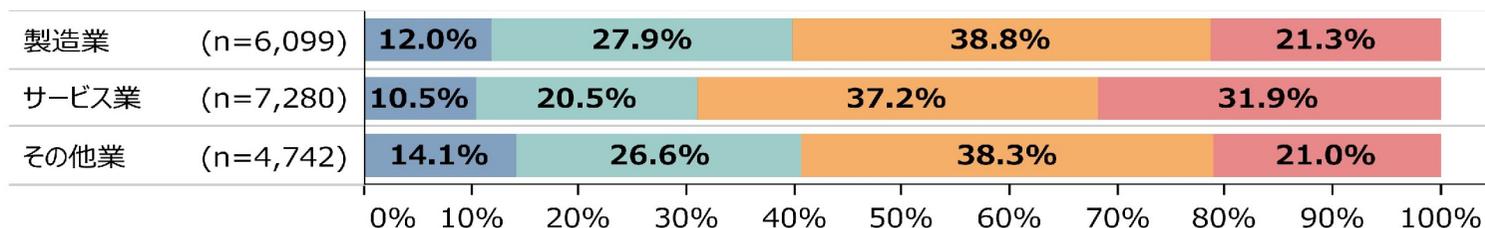
原材料価格の変動



労務費の変動



エネルギー価格の変動



■ おおむね反映された (81~100%)

■ あまり反映されなかった (1~40%)

■ 一部反映された (41~80%)

■ 反映されなかった (0%)

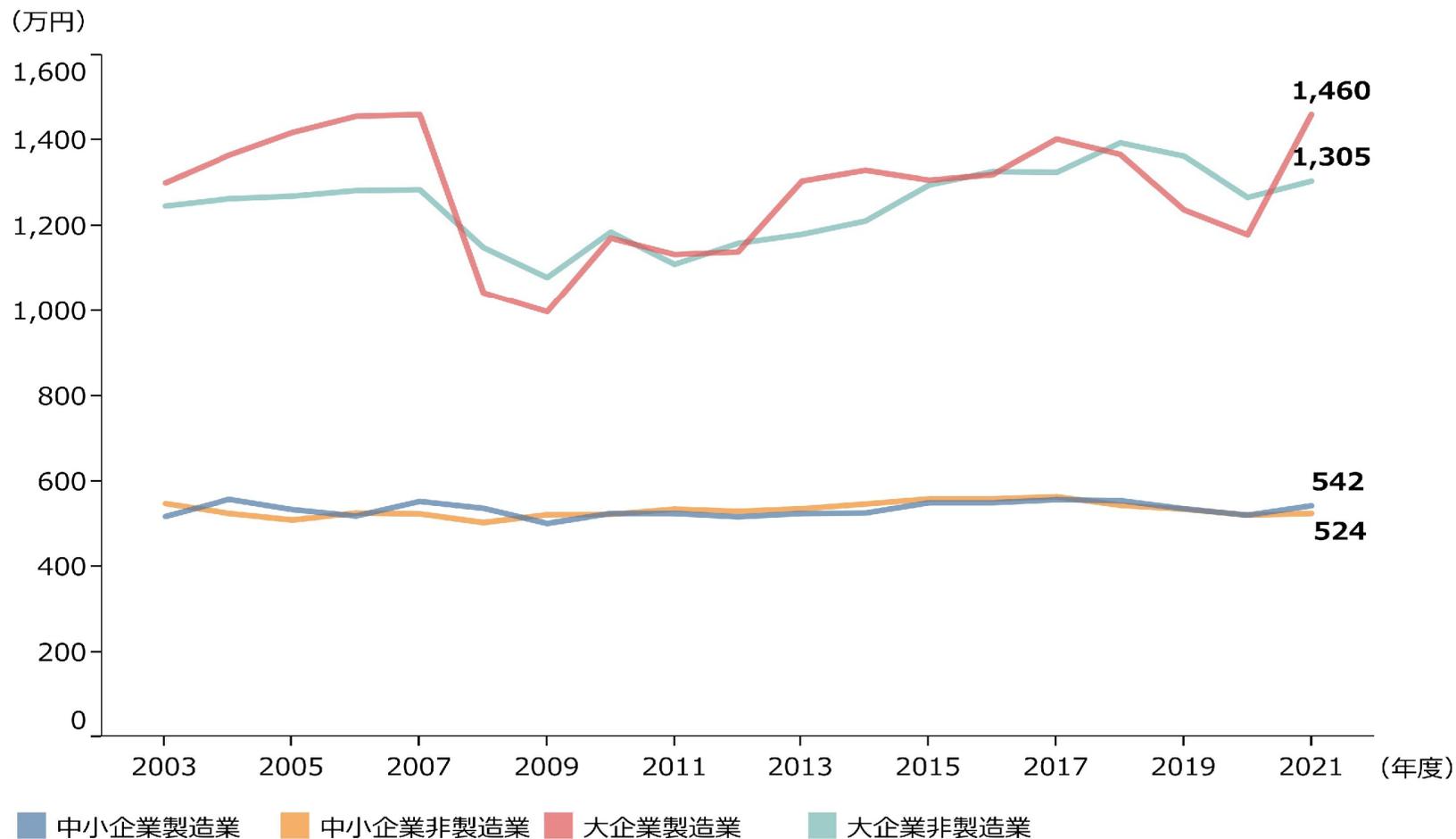
資料：(株)東京商工リサーチ「令和4年度取引条件改善状況調査」

(注) 1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.労務費については、最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇を含む。

第1-3-15図

企業規模別に見た、従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

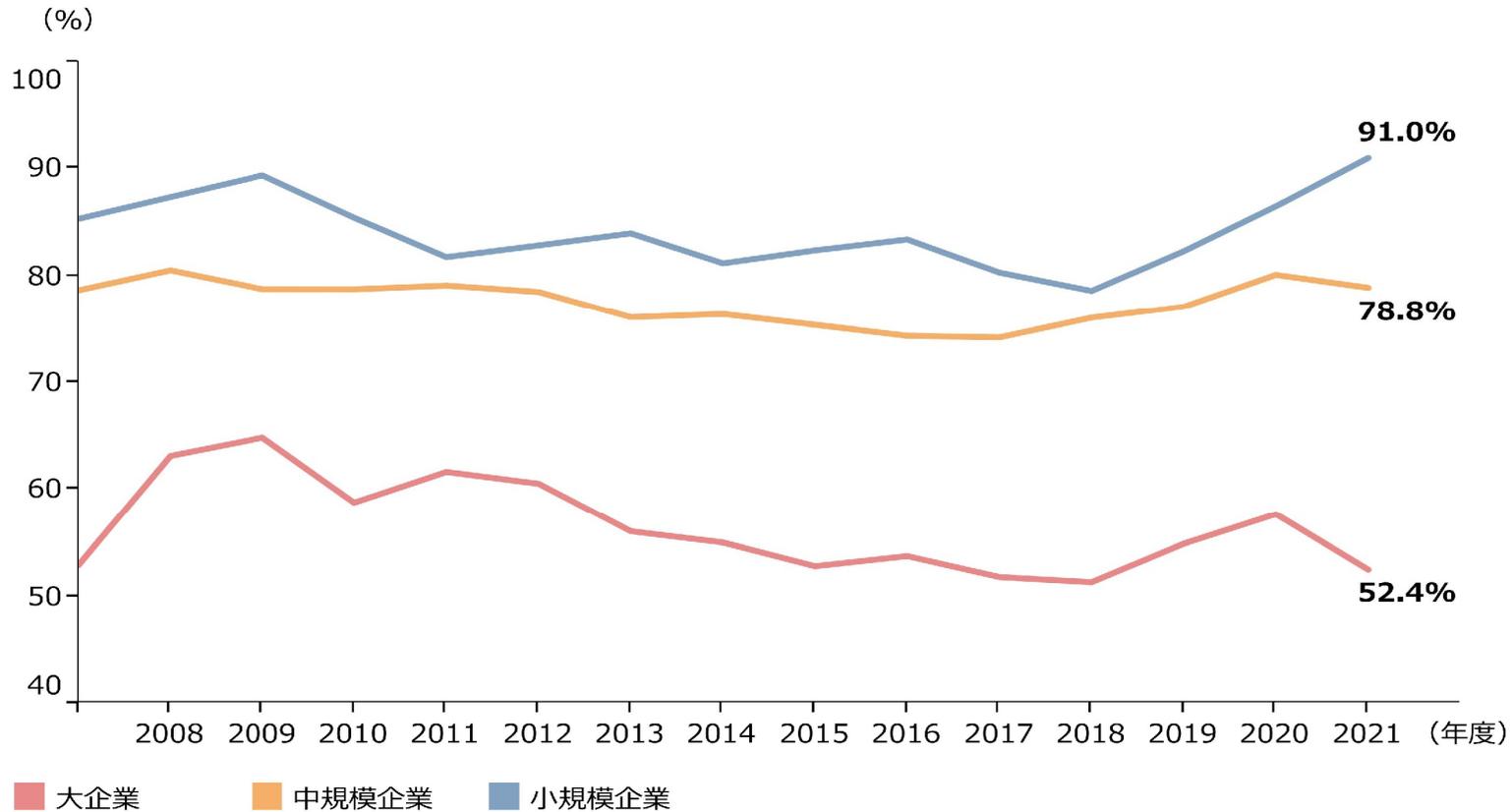
(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

2.平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

(出典：2023「中小企業白書」)

第1-3-16図

企業規模別に見た、労働分配率の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満とする。

2.ここでいう労働分配率とは付加価値額に占める人件費とする。

3.付加価値額 = 営業純益 (営業利益 - 支払利息等) + 人件費 (役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費) + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課。

4.金融業、保険業は含まれていない。

(出典：2023「中小企業白書」)

中小企業活性化協議会との連携支援



(出典:中小企業庁)

1 中小企業活性化協議会による支援

(1) 収益力改善支援

現状では、資金繰りの目途はある程度見込めるが、借入金の返済負担が重いなど、いずれ資金ショートリスクがある場合に、1年間から3年間の収益力改善計画を策定し、元本返済猶予等の金融支援が必要な場合には、協議会を通じて金融支援を要請する。収益力改善計画策定後も、定期的なモニタリングを実施

(2) プレ再生・再生支援

収益性のある事業はあるものの、過大負債による返済負担が重いなど財務上の問題がある中小企業に対して、元本据え置きなどの金融支援を前提とした事業再生計画を策定し、協議会が金融機関等の債権者との間に立って、再生計画案の合意形成に向けたサポートを実施します。また、再生計画成立後も定期的なモニタリングを実施します。

(3) 再チャレンジ支援

事業の継続が難しいと見込まれる場合には、協議会に所属する弁護士等の専門家による経営者等の再チャレンジに向けた助言を実施し、経営者保証ガイドライン等を活用して、保証債務の整理等の支援を行う。

(出典: 中小企業庁)

2 認定経営革新等支援機関による支援

(1) 早期経営改善計画策定支援

認定経営革新等支援機関の支援により、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの経営改善計画を策定し、専門家費用の2/3(以下の上限あり)を国が補助します。

支援枠	補助対象経費	補助率	備考
通常枠	計画策定支援費用	2/3(上限15万)	伴走支援(期中)は事業者の希望に応じて実施
	伴走支援費用	2/3(上限5万)	
	伴走支援費用(決算期)	2/3(上限5万)	
経営者保証解除枠	計画策定支援費用	2/3(上限15万)	伴走支援(期中)及び金融機関交渉は事業者の希望に応じて実施
	伴走支援費用	2/3(上限5万)	
	伴走支援費用(決算期)	2/3(上限5万)	
	金融機関交渉費用	2/3(上限10万)	

(出典:中小企業庁)

(2) 経営改善計画策定支援(405事業)

元本据え置き、債務免除などの金融支援を伴う本格的な経営改善の取組が必要な中小企業に対して、認定経営革新等支援機関が経営改善計画の策定を支援し、専門家費用の2/3(以下の上限あり)を国が補助します。通常枠と、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下の表中は、「中小版GL」)に基づき、「私的整理」に取り組む事業者に係る経営改善計画の策定費用等についての国が補助する中小版GL枠がある。

支援枠	補助対象経費	補助率	備考
通常枠	DD・計画策定支援費用	2/3(上限200万)	金融機関交渉費用は、経営者保証解除を目指した計画を作成し、金融機関交渉を実施する場合に 対象。(任意)
	伴走支援費用(モニタリング費用)	2/3(上限100万)	
	金融機関交渉費用	2/3(上限10万)	
中小版GL枠	DD費用等	2/3(上限300万)	中小版GLに基づいた取り組みが対象。また、その取組の際に必要な 第三者支援専門家の手続きに係る 費用も補助対象
	計画策定支援費用	2/3(上限300万)	
	伴走支援費用	2/3(上限100万)	

(出典:中小企業庁)

経営改善計画策定支援費用補助事業のご案内



経営改善計画策定支援費用補助事業とは…

国が実施している「経営改善計画策定支援事業」または「早期経営改善計画策定支援事業」の支援対象者のうち、東京信用保証協会をご利用中の方を対象に、両事業において自己負担となる費用の全部または一部を当協会が補助する事業です。

国が実施する経営改善計画策定支援事業・早期経営改善計画策定支援事業の比較

	経営改善計画策定支援事業 (通称 405 事業)	早期経営改善計画策定支援事業 (通称 ポストコロナ持続的発展計画事業)
対象者	金融支援を伴う本格的な経営改善の取組が必要な中小企業者等	本格的な経営改善が必要となる前の段階において、資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業者等
金融支援の要否	必要です	必要ではありません
金融機関の同意確認	原則として、取引のある全ての金融機関に計画を提出し、同意書の取得が必要。	メインまたは準メインの金融機関に計画を提出し、受取書等を取得すれば可能。
計画策定支援費用に関する国の費用補助	3分の2(上限200万円)	3分の2(上限15万円)

※協会の費用補助事業には、補助要件があります。詳しくは裏面をご参照ください。



経営改善計画策定支援事業と早期経営改善計画策定支援事業は、下記のような方におすすめいたします。

経営改善計画策定支援事業 (通称 405 事業)

金融機関への返済条件などを変更することで、資金繰りを安定させながら

必要な売上や利益を確保できる経営管理を行いたい。

人件費以外のコスト削減を図りたい。

業況悪化の根本的な原因を把握したい。

黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい。

経営改善の取組を継続的にフォローアップしてほしい。

早期経営改善計画策定支援事業 (通称 ポストコロナ持続的発展計画事業)

新型コロナウイルスの影響で資金繰りが不安定になっている。

現在当社が置かれた状況を客観的に見つめなおし、今後の取組を整理したい。

初めて依頼する専門家に最初から高額な費用負担は出来ないので、まずは1度お試しで計画を作りたい。

東京信用保証協会の費用補助事業の概要

	経営改善計画策定支援事業 ^{※1} (通称 405 事業)	早期経営改善計画策定支援事業 ^{※1} (通称 ポストコロナ持続的発展計画事業)
当協会の費用補助	計画策定支援費用 ^{※2} の 6分の1 (上限50万円)	計画策定支援費用 ^{※2} の 3分の1 (上限10万円)
当協会の補助要件	経営サポート会議の開催および 改善サポート保証の利用	経営サポート会議の開催

(注) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けることはできません。
 ※1 当協会の補助の対象は「通常枠」に限ります。
 ※2 伴走支援費用、金融機関交渉費用等は対象外です。

ご利用の流れ

補助利用申請 (当協会各支店)

認定支援機関と連名で中小企業活性化協議会に対し、「経営改善計画策定支援事業」または「早期経営改善計画策定支援事業」の利用に係る申請を行い、その上で当協会に次の書類を提出してください。

提出書類

(協会所定書式)

- 利用申請書兼誓約書(様式 1)^{※3} ※3 書式は当協会ホームページからダウンロード可能です。

(その他資料)

- (早期)経営改善計画策定支援事業利用申請書(写)
- 業務別見積明細書(写)
- 申請者の概要(写)
- 主要金融機関の確認書面(405 事業)
または金融機関の事前相談書
(ポストコロナ持続的発展計画事業)

補助支払申請までに必要な要件

認定支援機関の支援を受けて策定した経営改善計画または早期経営改善計画について、当協会が事務局となり**経営サポート会議^{*}を開催**することが必要となります。

また、経営改善計画策定支援事業の場合は、取引金融機関の同意を得た計画に基づき、「**改善サポート保証**」をご利用いただくことが要件となります。

※経営サポート会議…金融機関、中小企業者、保証協会の三者以上が集まり、経営支援の方向性や内容について意見交換を行う場です。

補助支払申請

認定支援機関と連名で中小企業活性化協議会に対して計画策定支援事業に基づく費用支払申請を行い、認定支援機関が同協議会から支払決定を証する書面を受領した後に、当協会に次の書類を提出してください。

提出書類

(協会所定書式)

- 補助金交付申請書(様式 2)^{※4} ※4 書式は当協会ホームページからダウンロード可能です。

(その他資料)

- (早期)経営改善計画策定支援費用支払申請書(写)
- 業務別請求明細書(写)
- 申請者による費用負担額(自己負担分)の支払を示す証憑類(写)
- 中小企業活性化協議会が認定支援機関に対して通知した支払決定を通知する書面(写)^{※5}

※5 計画策定支援費用の一部の支払いが留保され、伴走支援の実施後に支払われる場合は、留保される額を差し引いた当該費用の支払決定を証する書面で可。

設備投資の 助成金

助成金
100万円～
最大1億円



機械設備・ソフトウェアを導入して
生産性向上・競争力を強化しよう！

こんな設備投資が助成金の対象です！

※下記は一例です

I 競争力・ゼロエミッション(※)強化 賃上げ促進区分

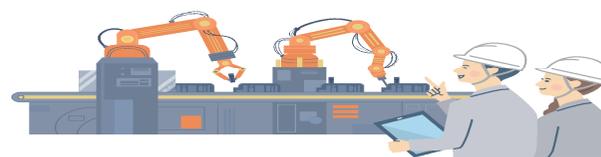
- 例
- ・生産工程を改善しながら、消費電力を削減
 - ・大型機械を導入して、量産体制を構築 等



※省エネ効果が高いと見込まれる設備の導入

II DX 推進区分

- 例
- ・ロボットを導入して24時間稼働を実現
 - ・デジタル技術の活用により物流を効率化 等



III イノベーション区分

- 例
- ・都市インフラのメンテナンスに関する新しいサービスを提供
 - ・医療に関する製品の生産 等



IV 後継者チャレンジ区分

- 例
- ・事業承継を契機として事業多角化に取り組む
 - ・事業転換に向けた新商品を生産 等



助成対象経費：「製品の製造」や「役務の提供のため」に直接必要な機械設備の導入経費
※税法上の固定資産の内「機械装置」「器具備品」「ソフトウェア」に該当するものが対象

問合せ先 >>

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

企画管理部 設備支援課 ☎03-3251-7884

🔍 躍進設備

🔍 検索

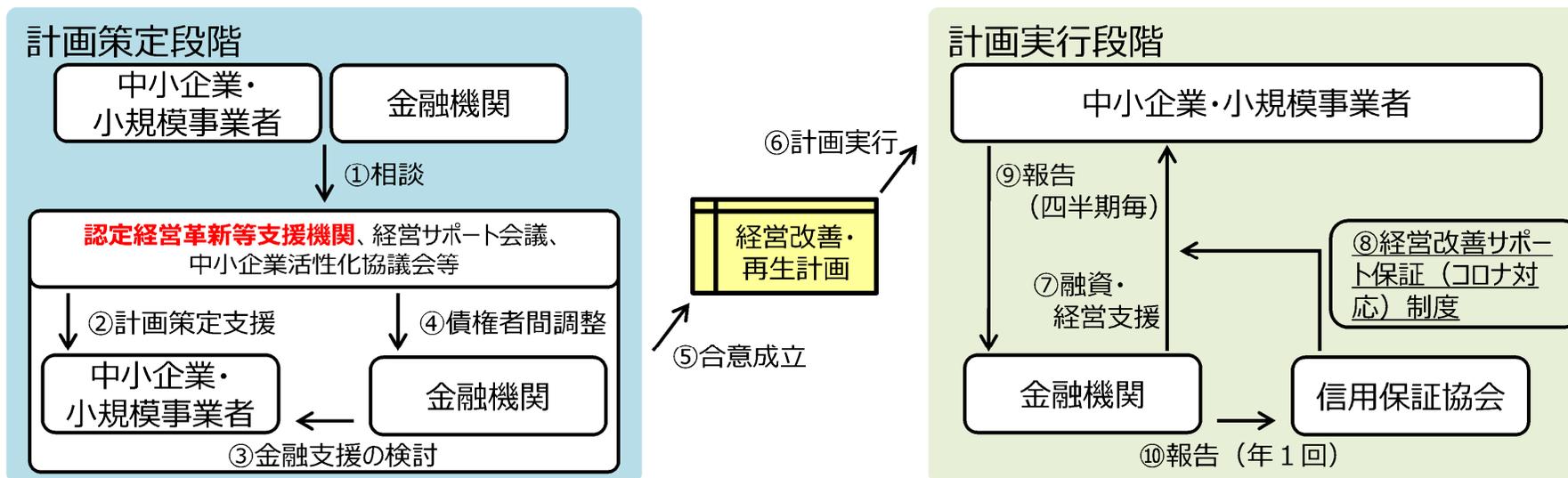
信用保証協会との早期連携支援

経営改善サポート保証（コロナ対応）の制度概要

- 経営改善サポート保証制度は、経営サポート会議※や中小企業活性化協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、保証付融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度。
- 今後、コロナ禍で債務を抱え、特に経営状況の苦しい企業の利用ニーズの増加が想定されることを踏まえ、**認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画においても、全債権者の合意を得たものであれば、対象とする。**



※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み

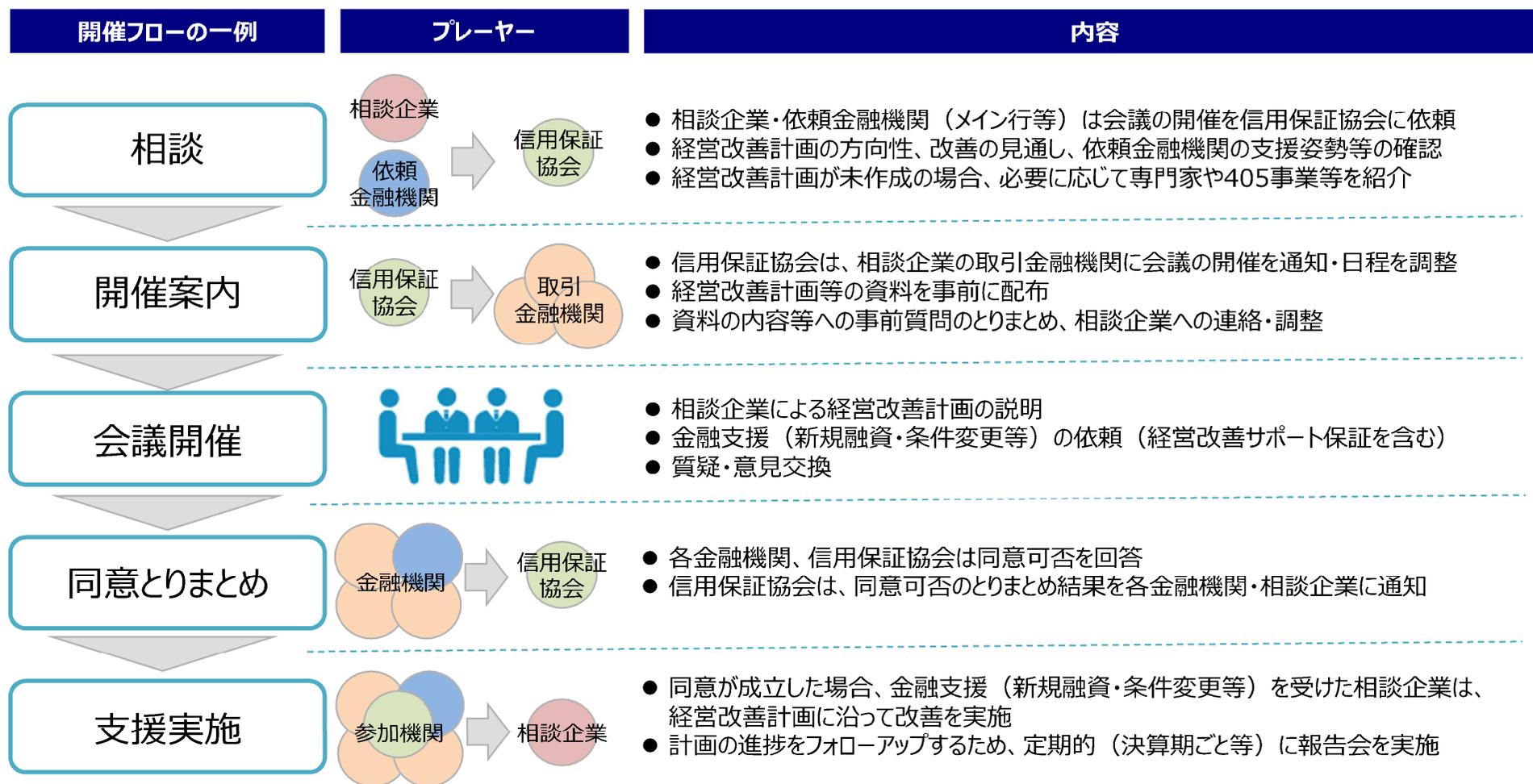


- 保証限度額 2億8,000万円（一般の普通・無担保保証とは別枠）
- 保証割合 責任共有保証（80%保証）。ただし100%保証および**コロナ禍のセーフティネット保証5号からの借換については100%保証。**
- 保証料率 **0.2%（国による補助前：原則0.8%または1.0%）**
- 金利 金融機関所定
- 保証期間 15年以内
- 据置期間 **5年以内（従前：1年以内）**

（出典：中小企業庁）

(参考) 経営サポート会議について

- 経営サポート会議とは、経営改善計画や金融支援の内容について合意形成を希望する中小企業者が、取引金融機関と一堂に会し情報共有・意見交換を行う場（バンクミーティング）。
- 中立・公正な信用保証協会が事務局役となることで、複数金融機関と取引がある場合でもスムーズな調整が可能。



(出典:中小企業庁)

1. 求償権消滅保証について

コロナ禍で多くの借り入れを行ったものの、原油価格・物価高騰等の影響により、依然として厳しい経営状況に置かれている事業者が存在する中、こうした事業者に対して経営改善、再生支援の取組を進めていく必要があると考えております。

他方で、事業再生の道筋が経たず資金繰り難により代位弁済に陥ってしまった事業者についても、事業を継続し、信用保証協会に対する求償債務の弁済努力を誠実に行っている場合は、金融取引を正常化させ事業再生を後押しすることを目的とした求償権消滅保証の利用が可能となります。

こうした取組みを後押しするため、求償権消滅保証の計画要件である経営サポート会議（※）による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画や中小企業活性化協議会の支援により作成した再建計画等に加え、「認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画」においても対象とするよう要件を拡充いたします。

※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み

（出典：中小企業庁）

求償権消滅保証の概要

求償権消滅保証	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証協会に対して求償債務を負う中小企業者であって、事業再生を図ろうとするもの。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証協会の当該中小企業者に対する債権の全部又は一部を消滅させることを目的とする保証であること。 経営サポート会議※による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画、中小企業活性化協議会等の支援により策定した再建計画等があること。 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画についても計画要件の対象。 <p>※ 経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み</p>
保証限度額	
保証期間	
保証料率	<ul style="list-style-type: none"> 使用する保証制度所定（信用保証協会・金融機関と要相談）
担保・保証人	
保証割合	<ul style="list-style-type: none"> 100%保証
備考	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は各信用保証協会へお問い合わせください

（出典：中小企業庁）

求償権消滅保証事例

【業種】

- 金属製品製造業

【支援に至るまでの経緯】

- リーマンショックに伴う景況悪化により、売上減少。以後、業況悪化に歯止めがかからず、2013年に代位弁済。
- 代位弁済後、しばらくは厳しい状況が続いていたが、その後業績は徐々に回復し、協会への求償権返済も順調に継続。
- 協会は決算書等で定期的に業況を確認していたが、かかる状況下、令和元年に世代交代し、息子が代表者に就任。
- 保証協会担当者が、当社から新規設備導入の希望があり、融資を受けたい旨の情報を聴取。

【保証協会の支援内容】

- 当社の資金ニーズを受け、求償権消滅保証の引受先として地元金融機関に打診。
- 経営改善計画策定に向け、外部専門家（中小企業診断士）を派遣。
- 経営サポート会議を開催し、計画内容を説明。以後、対象債権者（保証協会、地元金融機関）による合意成立。
- 計画に基づき、求償権消滅保証を実行。設備資金にも対応する形で、金融正常化を図った。

【金融支援】

- 保証協会の求償権10,000千円に対し、設備資金を含めた15,000千円の求償権消滅保証を実行（※経営改善サポート保証を利用）。

【支援実施にあたり工夫した点】

- 保証協会内部（保証審査部署・管理回収部署）では、早期段階から連携。
- 求償権消滅保証の引受先となる地元金融機関の職員にも、専門家派遣に同席してもらい、事業性や将来性の理解を深めてもらった。
- 当社の担当税理士も、専門家派遣に同席し、タックスプランや数値計画の妥当性について事前に確認しながら計画を策定した。

【事業者の声】

- 新規融資を受けられない認識でいたため、保証協会の提案はありがたかった。親身になって対応していただき、とても感謝している。
- 計画により今後の進むべき道が見えたので、社業発展に全力で努めていきたい。

（出典：中小企業庁）

【留意事項】

守秘義務の観点から、記載内容は実例から一部変更しています。

2. 再挑戦支援保証について

コロナ禍や物価高騰等の影響を受け、債務超過等に苦しむ事業者の中には、事業再生の道筋が立たず廃業等に陥ってしまうケースも考えられます。そういった事業者についても過去の失敗を活かし、新たに再チャレンジを行う際の資金調達をサポートするために、再挑戦支援保証制度を用意しております。

対象者	<ul style="list-style-type: none">以下に掲げる要件を満たすものであって、再挑戦支援保証の委託の申込を以下の各号に定める事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日前に行ったもの
主な要件	<ol style="list-style-type: none">事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するものうち、次のいずれかに該当する方事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するものうち、次のいずれかに該当する方事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当する方事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方のうち、次のいずれかに該当する方 <p>A. 当該個人が、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する方 B. 当該個人が、過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった方</p>
保証限度額	<ul style="list-style-type: none">3,500万円（創業関連保証を合算して3,500万円）
保証期間	<ul style="list-style-type: none">10年（据置期間1年以内を含む）以内
保証料率	<ul style="list-style-type: none">各信用保証協会所定の信用保証料率を適用
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none">担保：不要、保証人：必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
保証割合	<ul style="list-style-type: none">100%保証
備考	<ul style="list-style-type: none">「創業・再挑戦計画書」、「資格要件申告書」及び「資格要件確認資料（廃業届出書、商業登記事項証明書等）」の提出が必要。詳細は各信用保証協会へお問い合わせください

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」
による他の支援専門家との連携

中小企業の事業再生等のための私的整理手続活用促進

- 中小企業の事業再生等のための私的整理手続（以下、本ガイドライン）が策定されることも踏まえ、活用促進を図るため、本ガイドラインに基づいた取組については、最大700万円を補助。

中小企業の事業再生等のための私的整理手続のポイント

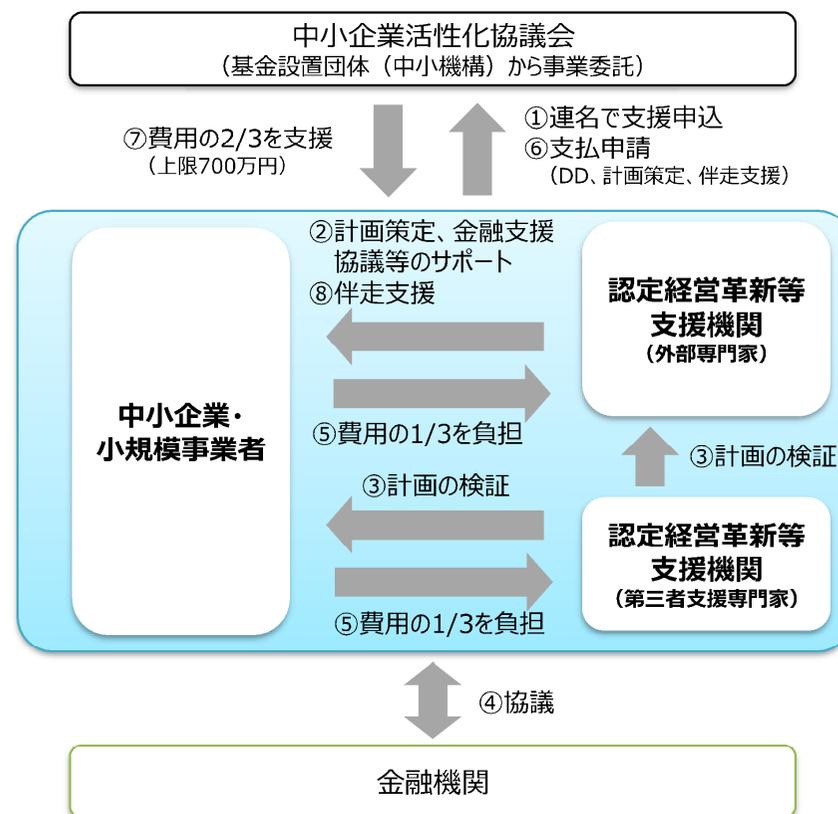
ポイント①：中小企業者の実態を踏まえたプロセスや事業再生計画の基準を明確化

	本ガイドライン手続き	【参考】私的整理に関するガイドライン（2001年策定）
元本等返済の一時停止のタイミング	事業再生計画案の 策定前 (債権放棄案件であっても再生の基本方針で可)	再建計画案提示と同時
実質債務超過解消までの年数	5年以内 を目処 ※小規模事業者の債務猶予案件は更に緩和	3年以内を目処
経営者責任	感染症等の影響に配慮しつつ、 経営者責任を明確化	退任が原則

ポイント②：独立・公平な立場の第三者支援専門家（弁護士、会計士等）による支援

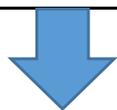
- ・ 独立・公平な立場の第三者支援専門家（再生実務経験がある弁護士、会計士等で適格認定を得たもの）が、本ガイドラインに基づく計画の策定等を行い、円滑な事業再生等までのプロセスを支援
- ・ 中小企業再生支援全国本部及び事業再生実務家協会において、第三者支援専門家候補をリスト化。

事業スキーム



（出典：中小企業庁「経営改善計画策定支援事業の見直しについて」2022年3月22日）

中小企業事業再生ガイドライン	再建型私的整理手続き
	廃業型私的整理手続き



準則型私的整理手続き	ガイドラインの制定
	中小企業者及び債権者との間に利害関係を有しない「第三者支援専門家」の関与を必須とする

	私的整理	法的整理
性格	私的再生手続きと私的清算手続き	法的再生手続きと法的清算手続き
申立者	債務者	債務者または債権者
対象債権者	金融債権者のみ	仕入先等の一般債権者含めた全て
対外的影響	当事者のみで交渉(非公表)	公表
再生計画	全員の同意が必要	多数決
裁判所の関与	無し	有り

	区分	具体的な内容
中小企業事業再生ガイドライン 「第二部 中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方」の要旨	平時の中小企業者への支援内容	① 収益力の向上と債務基盤の強化 ② 適時適切な情報開示等により経営の透明性の確保 ③ 法人と経営者の資産等の分別管理 ④ 経営悪化兆候の早期確認及び対応体制の整備
	有事の中小企業者への支援内容	① 経営状況と財務状況の適時適切な開示
		② 本源的な収益力の回復に向けた取り組み
		③ 事業再生計画の策定
		④ 経営悪化度合いに応じた適切な対応
		A 返済猶予等の条件緩和
		窮境原因の把握と事業再生計画の策定・実行
		B 債務免除等の抜本的な金融支援
		経営者責任と株主責任の明確化
		C A及びBでも事業再生が困難な場合
		スポンサー支援や経営の共同化
	D A、B、Cでもなお事業再生が困難な場合	
	スポンサーへの事業譲渡等を含めた廃業を検討	

事業再生計画(再生型)のポイント

対象者	計画区分	内容
中小企業者	数値要件	① 実質的に債務超過である場合には、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から <u>5年以内を目途に実質的な債務超過解消</u> (企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない)
		② 経常利益が赤字である場合には、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね <u>3年以内を目途に黒字に転換</u> (企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない)
		③ 事業再生計画の終了年度(原則として実質的な債務超過を解消する年度)における <u>有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下</u> (企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない)
	責任要件	金融支援を要請する場合には、経営責任を明確化。債務減免等を要請する場合には、株主責任を明確化するとともに、経営者保証がある場合には、保証人の資産等の開示と保証債務の整理方針の開示
	権利調整要件	債権者間平等を旨とし、負担割合も衡平性の観点から個別に検討
	経済合理性要件	債務減免等を要請する場合には、破産手続で保障される清算価値よりも多く回収が見込めるなどの経済合理性があること
	地域経済要件	地域経済の発展、地方創生への貢献、連鎖倒産回避等、地域経済への影響を考慮
小規模企業者	数値要件	債務減免等の要請を含まない場合には、上記中小企業者の数値要件は、下記の数値要件とすることができる。
		① 計画期間終了後の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない状態等となる計画であること
		② <u>事業再生計画成立後2事業年度(事業再生計画成立年度を含まない。)から、3事業年度継続して営業キャッシュフローがプラスとなること</u>
		【計画年度】→【1年度】→【2年度】と【3年度】と【4年度】

1. 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

2. 小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員 5人以下

「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としております。

（出典：中小企業庁HP）

中小企業活性化協議会スキームの 数値目標

再生支援では、原則として以下の基準を満たした再生計画の作成を支援します。

中小企業

1. 実質的に債務超過である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目処に実質的な債務超過を解消する。
2. 経常利益が赤字である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内を目処に黒字に転換する。
3. 再生計画の終了年度（原則として実質的な債務超過を解消する年度）における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となる。

小規模な事業者

1. 再生計画成立後2事業年度目（再生計画成立年度を含まない。）から、3事業年度継続して営業キャッシュフローがプラスになること。
2. 相談企業が事業継続を行うことが、相談企業の経営者等の生活の確保において有益なものであること。

この基準を満たさない計画であったとしても、将来上記要件を満たす本格的な再生計画の策定を予定した計画（プレ再生計画）も作成を支援しています。

（出典：中小企業庁HP）

日本政策金融公庫の連絡窓口

日本政策金融公庫・東京支店

融資第二課長 伊東 康祐 様

TEL 03-3270-1301 FAX 03-3241-9310

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー1F